

第2編 震災対策編

第2部 災害応急対策計画	2-67
第1章 組織体制	2-67
第1節 初動体制	2-67
1. 地震発生直後の情報収集と対応	2-67
第2節 災害対策本部の設置と初動事務	2-68
第3節 災害対策本部の設置または廃止とその基準	2-68
第4節 災害対策本部の組織、事務分掌等	2-68
1. 組織編成	2-68
2. 本部長の職務他	2-69
3. 本部の構成及び所掌事務	2-70
4. 事務分掌	2-71
第5節 災害対策本部の設置場所等	2-73
第6節 災害対策本部のバックアップ施設の整備	2-73
第7節 職員動員	2-73
1. 職員動員体制	2-73
2. 動員系統	2-74
3. 動員の伝達方法	2-74
4. 自主登庁または自主参集	2-74
5. 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡（総務班）	2-74
6. 動員職員の不足	2-75
7. 初動体制の見直し	2-75
8. 職員のケア体制	2-75
第2章 災害情報収集・伝達計画	2-76
第1節 災害情報収集体制及び伝達	2-76
1. 被害状況の調査事務分担	2-76
2. 災害情報通信連絡系統	2-76
3. 気象官署の地震に関する警報及び情報	2-77
第2節 収集すべき情報	2-85
1. 発災情報	2-85
2. 被害情報	2-85
3. その他の情報	2-85
第3節 被害状況の報告	2-85
1. 被害状況の収集及び報告	2-85

2. 被害状況等の調査.....	2-86
3. 活動状況の報告	2-86
4. 県等に対する被害報告.....	2-86
5. 被害の認定基準	2-87
第4節 通信施設の利用方法等	2-87
第5節 通信設備の応急復旧	2-87
1. 通信施設が使用不能になった場合における他の通信施設の利用	2-87
第6節 情報収集・伝達手段の多重化	2-87
第3章 応援要請・受援体制の構築	2-88
第1節 国に対する応援要請.....	2-88
第2節 県に対する応援要請.....	2-88
第3節 市町村相互の応援	2-88
第4節 町の受援体制の構築	2-89
第5節 消防機関相互の応援	2-89
第6節 水道事業体等の相互応援.....	2-89
第7節 自衛隊災害派遣	2-89
1. 災害派遣要請依頼.....	2-89
2. 災害派遣要請依頼の範囲	2-89
3. 災害派遣要請依頼の手続	2-90
4. 災害派遣部隊の受け入れ体制	2-91
5. 経費負担区分	2-91
6. 災害派遣部隊の撤収要請依頼	2-92
第8節 指定公共機関に対する応援要請	2-92
第4章 消防活動計画の大綱	2-93
第1節 初動体制.....	2-93
1. 地震発生時の組織体制.....	2-93
2. 消防団の指揮系統.....	2-93
3. 消防団の活動計画.....	2-93
第2節 火災防御活動	2-94
1. 部隊運用	2-94
2. 現場活動の基本方針	2-94
第3節 救助・救急活動.....	2-94

1. 部隊運用	2-94
2. 現場活動の基本方針	2-94
3. 消防署等における救護活動	2-94
4. 関係機関との連携.....	2-95
第 5 章 応急津波対策	2-96
　第 1 節 広報方法・内容.....	2-96
1. 津波警報等の収集伝達.....	2-96
2. 津波警報伝達時の留意点.....	2-103
　第 2 節 避難誘導.....	2-103
1. 情報収集	2-103
2. 避難の指示.....	2-103
3. 海面監視情報の伝達	2-103
4. 誘導者の安全確保.....	2-104
　第 3 節 町民等の避難行動	2-104
1. 行動原則	2-104
2. 避難の手段.....	2-104
第 6 章 土砂災害対策	2-105
　第 1 節 二次災害の防止.....	2-105
　第 2 節 河川施設応急対策	2-105
　第 3 節 砂防施設等応急対策.....	2-105
　第 4 節 応急復旧対策	2-105
第 7 章 応急避難	2-106
　第 1 節 避難の指示	2-106
1. 避難の指示.....	2-106
2. 避難指示等の種類.....	2-107
3. 避難指示等の発令基準.....	2-107
4. 避難判断における助言.....	2-107
5. 避難指示等の伝達.....	2-107
6. 避難の措置と周知.....	2-107
　第 2 節 避難誘導.....	2-108
1. 警察署	2-108
2. 消防本部	2-108
3. 大型店、駅等集客施設における避難	2-108
4. 病院、災害時要配慮者施設における避難.....	2-108
　第 3 節 避難所の開設	2-109

第 4 節 避難所の管理・運営	2-109
1. 実施体制	2-109
2. 避難所関連物資	2-109
3. 避難所管理・運営本部の役割	2-109
4. 避難所運営組織	2-110
5. 避難者名簿の取り扱い	2-110
6. 要配慮者への対応	2-110
7. 社会福祉関係施設への収容	2-110
8. 広域避難	2-111
9. 女性等への配慮	2-111
10. 在宅避難者等への対応	2-111
11. 感染症についての対応	2-111
12. 避難所の閉鎖	2-111
第 5 節 警戒区域の設定	2-112
1. 警戒区域の設定	2-112
2. 警戒区域設定の周知	2-112
第 6 節 地域安全対策	2-112
1. 町	2-112
2. 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）	2-112
第 8 章 災害時要配慮者の安全確保対策	2-113
第 1 節 災害時における対策	2-113
1. 安否確認と救出	2-113
2. 情報の確保と提出	2-113
第 2 節 避難所の開設と誘導	2-113
1. 避難所の開設	2-113
2. 災害時要配慮者の避難誘導	2-114
第 3 節 避難所生活における対策	2-114
第 4 節 福祉避難所の開設と移送	2-114
1. 福祉避難所の開設	2-114
2. 避難所から福祉避難所への移送	2-115
3. 移送手段の確保	2-115
第 5 節 災害時要配慮者支援の実施	2-115
1. 巡回サービスの実施	2-115
2. 相談窓口の開設	2-115
第 6 節 福祉仮設住宅	2-115
第 7 節 外国人への対応	2-115
第 9 章 広報・広聴活動	2-116

第 1 節 広報内容	2-116
第 2 節 広報手段	2-116
1. 一般広報活動	2-116
2. 報道機関への発表	2-117
3. 放送機関への放送要請	2-117
第 3 節 相談窓口の設置及び実施体制	2-117
第 4 節 被災者要望の把握	2-117
第 5 節 対策への反映	2-117
第 10 章 危険物施設応急対応	2-118
第 1 節 高圧ガス保管施設の応急措置	2-118
1. 県及び町	2-118
2. 消防本部	2-118
第 2 節 石油類等危険物保管施設の応急措置	2-118
第 3 節 火薬類保管施設の応急措置	2-119
1. 県及び町	2-119
第 4 節 毒物、劇物保管施設の応急措置	2-119
1. 県及び町	2-119
2. 町教育委員会	2-119
第 5 節 危険物等輸送車両の応急対策	2-119
1. 消防本部	2-119
2. 警察署	2-119
3. 海上保安本部	2-119
4. 日本貨物鉄道㈱	2-120
第 11 章 交通対策・緊急輸送	2-121
第 1 節 交通規制計画	2-121
1. 公安委員会の交通規制	2-121
2. 警察署長の交通規制	2-121
3. 警察官の交通規制等	2-121
4. 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等	2-122
5. 交通規制の指針（警察本部）	2-122
6. 町の交通規制（総務班）	2-122
7. 震災発生時における運転者のとるべき措置	2-122
第 2 節 輸送の対象及び手段	2-123
第 3 節 緊急輸送ネットワーク	2-123

第 4 節 緊急輸送に伴う輸送路の確保.....	2-124
第 5 節 緊急輸送道路の啓開.....	2-124
1. 緊急輸送道路の啓開	2-124
2. 放置車両等への対策	2-124
第 6 節 輸送車両等の確保	2-125
1. 車両による輸送	2-125
2. 緊急通行車両等について	2-125
3. 航空機（ヘリコプター）による輸送	2-126
4. 鉄道による輸送	2-126
5. 船舶等による輸送	2-126
第 12 章 障害物除去計画	2-127
第 1 節 道路関係障害物の除去	2-127
第 2 節 河川関係障害物の除去	2-127
第 3 節 住宅関係障害物の除去	2-127
1. 町と県の分担	2-127
2. 障害物の除去の対象となる者	2-127
3. 障害物の除去の方法	2-128
4. 障害物の除去の対象数（一般基準）	2-128
5. 対象数の引上げ（特別基準）	2-128
6. 国庫負担の対象となる費用の限度	2-128
7. 障害物の除去の実施期間（一般基準）	2-128
8. 期間の延長（特別基準）	2-129
第 4 節 漁港関係障害物の除去	2-129
第 5 節 軌道上の障害物の除去	2-129
第 6 節 環境汚染の防止対策	2-129
第 13 章 公共施設応急対策	2-130
第 1 節 土木施設の応急対策	2-130
1. 道路・橋りょう	2-130
2. 河川	2-131
3. 海岸保全施設	2-131
4. 漁港施設	2-131
5. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	2-131
第 2 節 建築物等の応急対策	2-132
1. 応急対策指導等	2-132
2. 社会福祉施設等	2-132

3. 町営住宅	2-132
4. 学校施設	2-132
5. 病院施設等.....	2-133
第 14 章 建築物・住宅応急対策	2-134
第 1 節 実施体制.....	2-134
第 2 節 応急仮設住宅の建設.....	2-134
1. 建設場所	2-134
2. 設置戸数	2-134
3. 建設住宅の型式、規模及び費用	2-134
4. 実施期間	2-135
5. 管理及び処分	2-135
6. 民間賃貸住宅の借り上げ.....	2-135
第 3 節 公営住宅等への入居あっせん.....	2-135
第 4 節 住宅の応急修理.....	2-135
1. 実施機関	2-135
2. 修理基準	2-135
第 5 節 建築物の応急危険度判定活動	2-136
第 15 章 医療・救護	2-137
第 1 節 実施体制.....	2-137
1. 実施機関	2-137
2. 実施方法	2-137
第 2 節 医療・救護活動.....	2-137
1. 既入院患者の安全確保.....	2-137
2. 地元開業医等への連絡調整	2-137
3. 救護班の派遣	2-138
4. 県との連携	2-138
5. 後方医療施設	2-138
6. 災害救助法による医療及び助産	2-138
第 3 節 応援要請.....	2-139
1. 県及び周辺自治体への要請	2-139
2. DMA T の派遣要請	2-139
3. 近隣都県市への応援要請	2-139
第 4 節 傷病者の搬送	2-139
1. 傷病者搬送の手順.....	2-139
第 5 節 医薬品等の調達・確保	2-140
1. 医薬品、医療資機材の確保	2-140

第 6 節 被災者の精神的・心理的ケア	2-140
第 7 節 医療救護活動計画	2-140
1. 医療救護	2-140
第 16 章 防疫・保健衛生計画	2-143
第 1 節 防疫活動	2-143
1. 実施機関	2-143
2. 実施担当班	2-143
3. 実施方法	2-143
4. 器材及び車両	2-143
5. 防疫用薬剤等の調達	2-144
第 2 節 保健衛生活動	2-144
1. 保健	2-144
2. 飲料水の安全確保	2-144
3. 要配慮者の健康状態等の把握	2-144
4. 避難所等巡回による被災者の健康管理	2-144
5. 二次健康被害の予防	2-144
6. 活動体制の整備	2-144
第 3 節 資機材の調達・備蓄	2-145
1. 必要な資機材	2-145
2. 輸送方法	2-145
第 4 節 健康管理	2-145
1. 保健師班の編成	2-145
2. 保健師班の活動内容	2-145
3. 県・市町村等からの応援保健師の受け入れ	2-145
4. 連絡調整	2-145
第 17 章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給	2-146
第 1 節 必要量、確保量の把握	2-146
1. 飲料水の給水基準	2-146
2. 食糧供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）	2-146
3. 生活必需品等供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）	2-146
第 2 節 供給方法	2-147
1. 給水方法	2-147
2. 食糧の供給	2-148
3. 生活関連物資の配布	2-151
第 3 節 人員の確保	2-152
1. 民間団体等への協力要請	2-152
2. 工作協力の要請	2-152

3. 労務の雇用及び供給	2-153
4. 費用負担	2-153
第 18 章 ライフライン施設応急対策.....	2-154
第 1 節 上水道施設	2-154
1. 震災時の活動体制.....	2-154
2. 応急復旧対策	2-155
3. 災害時の広報	2-155
第 2 節 下水道施設	2-155
1. 応急活動体制	2-155
2. 緊急活動	2-155
3. 応急復旧対策	2-155
4. 防災用資機材の整備、備蓄対策	2-155
5. 広報対策	2-155
第 3 節 電力施設.....	2-155
1. 災害時の活動体制.....	2-155
2. 災害発生直前の措置	2-156
3. 震災時の応急措置.....	2-156
4. 応急復旧対策	2-156
5. 震災時の広報	2-157
第 4 節 通信施設.....	2-157
1. 東日本電信電話(株).....	2-157
2. 郵便局	2-158
第 19 章 行方不明者対策及び遺体収容計画	2-159
第 1 節 実施責任者	2-159
第 2 節 対象者	2-159
第 3 節 行方不明者対策及び遺体収容.....	2-159
1. 行方不明者の捜索.....	2-159
2. 遺体の捜索.....	2-159
第 4 節 遺体の処理方法.....	2-160
1. 町が遺体を処理する場合	2-160
2. 遺体の安置.....	2-160
3. 遺体の処理内容	2-160
4. 限度額	2-160
5. 遺体処理期間	2-160
第 5 節 遺体の埋・火葬.....	2-161
1. 対象者	2-161
2. 遺体の処理方法	2-161

3. 火葬場所	2-161
4. 期間・費用・記録.....	2-161
第 20 章 廃棄物処理	2-162
第 1 節 倒壊建物のがれき処理.....	2-162
1. 処理体制の確保	2-162
第 2 節 生活系ごみの処理.....	2-162
1. 実施責任者.....	2-162
2. し尿処理	2-162
3. ごみ等処理 （し尿を除く）	2-163
第 21 章 文教対策	2-164
第 1 節 実施体制.....	2-164
第 2 節 児童生徒の安全対策	2-164
1. 事前準備	2-164
2. 災害時の体制	2-164
第 3 節 応急教育の実施.....	2-165
第 4 節 学用品の調達及び支給	2-165
1. 実施機関	2-165
2. 学用品の給与	2-165
第 5 節 授業料等の減免	2-166
第 6 節 幼稚園の措置	2-166
1. 幼稚園児の保護	2-166
2. 施設の保全及び応急復旧	2-166
3. 応急保育の確保	2-166
4. 園児の健康管理	2-167
第 7 節 保育所の措置	2-167
1. 保育園児等の保護	2-167
2. 保育施設の保全及び応急復旧	2-167
3. 応急保育の確保	2-167
4. 保育園児の健康管理	2-167
第 8 節 文化財の保護	2-167
1. 被害の把握.....	2-167
2. 被害の拡大防止	2-167
3. 関係機関への情報連絡.....	2-167
第 22 章 労働力の確保	2-168
第 1 節 民間団体等への協力要請	2-168

1. 協力要請団体	2-168
2. 協力活動	2-168
第 2 節 工作協力の要請	2-168
1. 工作協力	2-168
2. 工作活動	2-168
第 3 節 労務の雇用及び供給	2-169
1. 雇用方法	2-169
2. 労務の供給手続等	2-169
第 4 節 費用負担	2-169
1. 民間団体	2-169
2. 工作協力団体	2-169
3. 雇用労務者	2-169
第 23 章 ボランティア活動の支援・調整等	2-170
第 1 節 ボランティアの活動分野	2-170
1. 専門分野	2-170
2. 一般分野	2-170
第 2 節 受け入れ窓口	2-170
第 3 節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	2-170
1. 県担当部局による登録	2-171
2. (仮称) 県災害ボランティアセンター及び町による登録	2-171
3. 被災現地における受け付け	2-171
4. ボランティアニーズの把握	2-171
5. 感染症対策について	2-172
第 24 章 災害救助法の適用	2-173
第 1 節 適用基準	2-173
第 2 節 被災世帯の算定基準等	2-174
1. 被災世帯の算定	2-174
2. 住家の被害認定基準	2-174
3. 住家及び世帯の単位	2-174
第 3 節 災害救助法の適用手続	2-174
1. 災害救助法の適用申請	2-174
2. 適用要請の特例	2-174
3. 特別基準の適用申請	2-174
第 4 節 救助業務の実施者	2-174
第 25 章 り災証明書の調査・発行	2-176

第 1 節 り災証明書の申請	2-176
第 2 節 被害の調査	2-176
第 3 節 発行の手続	2-176
第 4 節 広域に被害が生じた場合の調査、発行	2-177
第 5 節 証明の範囲	2-177
第 6 節 被害の認定基準	2-177
1. 被災世帯の算定	2-177
2. 住家の被害認定基準	2-177
3. 住家及び世帯の単位	2-177
第 7 節 災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ	2-178
第 8 節 その他	2-178
1. 手数料	2-178
2. 応急危険度判定との違い	2-178
第 26 章 帰宅困難者対策	2-179
第 1 節 一斉帰宅抑制の呼びかけ	2-179
1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	2-179
2. 安否確認手段の普及・啓発	2-179
第 2 節 学校、観光施設、駅等における施設内待機	2-179
第 3 節 大規模集客施設や駅等における利用者保護	2-180
第 4 節 帰宅困難者等の把握と情報提供	2-180
第 5 節 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	2-180
第 6 節 徒歩帰宅支援	2-180
第 7 節 帰宅困難者(特別搬送者)の搬送	2-180

第2部 災害応急対策計画

第1章 組織体制

実施体制〔町長、本部事務局、総務班、各部班〕

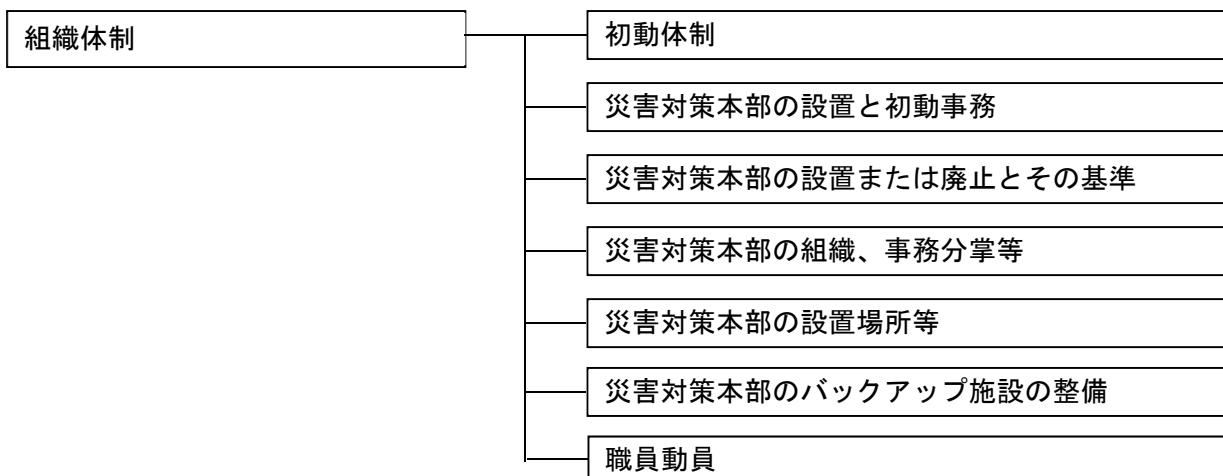
町は、地震または津波による災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、法令または本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するために必要がある場合は、鋸南町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県が災害対策本部及び現地災害対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

災害対策本部の組織及び運営は、「鋸南町災害対策本部条例」に定める。

＜施策の体系＞



第1節 初動体制

1. 地震発生直後の情報収集と対応

- (ア) 町職員は、地震を感じた場合、直ちに町防災行政無線、及びテレビ・ラジオ等から地震の情報を収集しなければならない。
- (イ) 町職員は、気象庁発表の南房総の震度が5弱以上の場合、もしくは町に設置してある震度計が5弱以上を記録した場合は、次の行動をとる。

(1) 勤務時間内の場合

- (ア) 災害対策本部を設置し、組織体制を整えるため、災害対策本部長・副本部長・本部員は直ちに2階庁議室に参集する。
- (イ) その他の職員は直ちに応急対策実施の準備を行い、対策本部の指示により行動すること。

(2) 勤務時間外の場合

- (ア) 災害対策本部を設置し、組織体制を整えるため、災害対策本部長・副本部長・本部員は直ちに役場2階庁議室に参集する。

- (イ) 全ての職員は原則として本庁、または保健福祉総合センターすこやかにへ参集し、防災行政無線等でその旨を報告し、指示を受ける。
- (ウ) 気象庁発表の南房総市の震度が4以下で、かつ町に設置してある震度計が4以下の場合は、第一配備体制（表2.1.3）により対応する。

第2節 災害対策本部の設置と初動事務

- (ア) 町長は次の基準に達するか、町内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において配備を指令する必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定により、災害対策本部を設置する。また、災害対策本部は役場庁舎2階に置く。
- (イ) 気象庁発表の南房総の震度が5弱以上の場合、もしくは町に設置してある震度計が震度5弱以上を記録した場合、または気象庁が津波予報区千葉県内房に「大津波」の津波警報を発表した時、町は直ちに災害対策本部を設置する。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）
- (エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動設置）
- (オ) 災害対策本部は、町長を災害対策本部長として設置する。
- (カ) 参集職員は、災害対策本部長・統括者の命を受け、次の事務を行う。
 - 災害情報の収集・伝達
 - 被害状況の調査確認
 - 町防災行政無線の開局
 - 災害対策本部の設置準備
 - 緊急救助活動
 - その他災害対策本部長が必要と認めて指示する事項

第3節 災害対策本部の設置または廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置した後において、町の地域について災害の発生する恐れが解消し、または災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

- (1) 気象庁が町内震度を5弱以上と発表したとき（自動配備）
- (2) 気象庁が津波予報区の千葉県内房に津波警報を発表したとき（自動配備）
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）
- (4) 以下のうち1以上に該当し、町長が必要と認めた時
 - (ア) 町域で地震または津波による災害が発生したとき
 - (イ) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

第4節 災害対策本部の組織、事務分掌等

1. 組織編成

災害対策本部の組織及び編成は、「鋸南町災害対策本部条例」に定める。

(1) 本部

本部長は町長をもっててあり、本部機能は、行政組織を主体に機能別に編成する。

- (ア) 本部事務局は、本部長の命を受けて各部班の連絡調整の事務を担当する。
- (イ) 本部長命令等は、本部事務局を通じて各部班に連絡するとともに、各部班で決定された事項もしくは処理された事項のうち、本部またはそのほかの部班において承知しておく必要がある事項については、本部事務局を通じ報告する。

- (ウ) 本部会議の審議、決定事項は本部員が各部班に伝達する。
- (エ) 審議・決定事項の記録及び正確な伝達を図るために、本部に書記係を設ける。

2. 本部長の職務他

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 各責任者（総務企画課長、会計管理者、税務住民課長、教育課長、保健福祉課長、地域振興課長、建設水道課長、議会事務局長）

本部長の命を受け、部の事務を掌理する**責任者**。

(4) 本部員（本部を構成する課長）

本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

本部員は、指揮系統や決裁処理の維持を図るため、自身が不在時の職務代行者をあらかじめ職員の中から選定する。

(5) その他の町の職員（部長が指名する職員）

部長の命を受け、班の事務に従事する。

3. 本部の構成及び所掌事務

表 2.1.1 本部の構成及び所掌事務

区分	内容
構成	本部は、次の者をもって構成する • 災害対策本部長（町長） • 災害対策副本部長（副町長、教育長） • 災害対策本部員（本部長が指名する者各課・室・施設長）
所掌事務	本部は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する 1. 町本部の職員動員体制の発令及び廃止に関すること 2. 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること 3. 避難指示等 に関すること 4. 災害救助法の適用要請に関すること 5. 県及び他市町村、防災関係機関に対する応援または協力要請に関するこ と 6. 自衛隊に対する災害派遣の要請の依頼に関すること 7. 公用令書による公用負担に関すること 8. 災害対策に要する経費の処理方法に関すること 9. 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること
事務局	• 本部の庶務は、消防班が行う

4. 事務分掌

各班の事務分掌は次のとおりとする。

ただし、本部長は、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

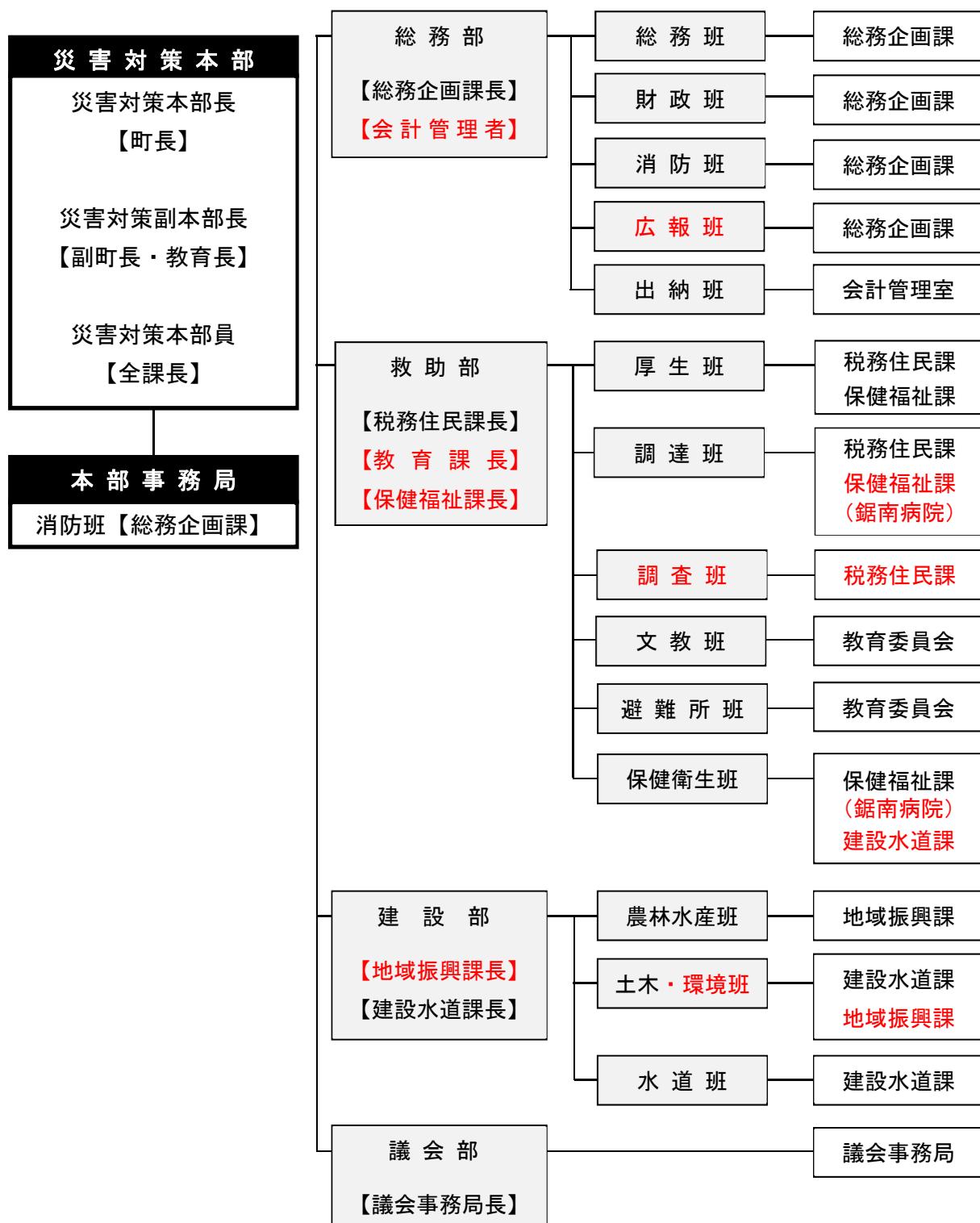


図 2.1.1 鋸南町災害対策本部組織表

表 2.1.2 鋸南町災害対策本部各部・班の事務分担

部名	責任者	班	担当課(室)	所掌事務
総務部	総務企画課 課長	総務班	総務企画課 (総務管理室)	1. 関係各機関との連絡調整に関する事項 2. 災害情報及び報告に関する事項 3. 他班に属さない事項 4. 災害復旧・復興計画に関する事項 5. 備蓄物資に関する事項 6. 本部施設、自動車に関する事項
		財政班	総務企画課 (企画財政室)	1. 災害関係予算に関する事項 2. 災害援助資金の収支に関する事項
		消防班	総務企画課 (総務管理室)	1. 災害情報の収集、伝達に関する事項 2. 消防活動全般に関する事項 3. 救急、救援、防災に関する事項
		広報班	総務企画課 (企画財政室)	1. メディア対応に関する事項 2. 災害見舞視察に関する事項 3. 災害関係広報に関する事項
	会計管理者	出納班	会計管理室	1. 援助資金の出納に関する事項 2. 救援物資の出納に関する事項
救助部	税務住民課 課長	厚生班	税務住民課 (住民保険室) 保健福祉課 (福祉支援室)	1. 救助部内の連絡調整に関する事項 2. 災者に対する援助業務に関する事項 3. 死体の搜索、収容及び埋・火葬に関する事項 4. 災害救助に関し他班に関しない事項 5. 要配慮者の避難支援 6. ボランティア活動の支援・調整等
		調達班	税務住民課 (住民保険室) 保健福祉課 (健康推進室) (鋸南病院)	1. 食糧、日用品調達・配分に関する事項 2. 医療品、器材、資材調達・配分に関する事項
		調査班	税務住民課 (税務収納室)	1. 住家被害認定調査 2. 災証明書の発行
	教育課長	文教班	教育委員会 (教育総務室)	1. 災害時の応急教育対策に関する事項 2. 学用品の調達及び支給に関する事項
		避難所班	教育委員会 (生涯学習室) (教育総務室)	1. 収容者に対する物資の給与または貸与に関する事項 2. 収容者に対する給食炊出しに関する事項 3. 避難誘導・避難所運営 4. 帰宅困難者対策
建設部	保健福祉課 課長	保健衛生班	保健福祉課 (健康推進室) (鋸南病院) 建設水道課 (建設環境室)	1. 救護班の編成、指導、派遣に関する事項 2. 医療、助産、救急、救護に関する事項 3. 医薬品、衛生資材、防疫薬剤の需給に関する事項 4. 伝染病予防及び一般消毒に関する事項
	地域振興課 課長	農林水産班	地域振興課 (農林水産振興室)	1. 農地、農産物、農業用施設(農道、林道含む)の応急対策に関する事項 2. 渔港施設等の応急対策に関する事項 3. 他班の応援に関する事項
		建設水道課 課長	土木・環境班 建設水道課 (建設環境室) 地域振興課 (まちづくり推進室)	1. 建設部に関する災害状況把握に関する事項 2. 河川、堤防、道路、橋りょうの復旧に関する事項 3. 土木関係業者の動員及び資材の確保に関する事項 4. 応急仮設住宅の設置及び災害家の応急修理に関する事項 5. 災地における清掃に関する事項 6. 災害廃棄物処理 7. その他土木、建設、環境に関する事項
		水道班	建設水道課 (水道室)	1. 水道事業の応急対策全般に関する事項 2. 応急給水計画、飲料水の確保に関する事項
議会部	議会事務局長		議会事務局	1. 町議会との連絡調整に関する事項 2. その他議会に関する事項

※災害の種別及び規模により、担当課(室)の事務分担に関わらず全体調整により業務を行う
また、専門部署(課または室)が編成された場合は、所掌事務が変更となる

第5節 災害対策本部の設置場所等

災害対策本部は、原則として役場本庁（2階庁議室）に設置する。

第6節 災害対策本部のバックアップ施設の整備

町役場庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能を発揮できない場合は、代替機能を「鋸南小学校」、「鋸南中学校」、「老人福祉センター（笑楽の湯）」、「海洋センター」に整備する

第7節 職員動員

1. 職員動員体制

町長は、災害が発生、または発生する恐れがある場合に配備体制の指令を発し、以下の配備基準により、職員を配備する。なお、各責任者は、それぞれの部または各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

表 2.1.3 地震災害等に対処する配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部設置前	第1配備 ①町内震度が4を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき（自動配備） ③南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）	・ 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める	・ 総務企画課、地域振興課、建設水道課 ・ ②だけの場合、総務企画課、地域振興課
災害対策本部設置後	第2配備 ①町内震度が5弱を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「津波警報」を発表したとき（自動配備） ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）	・ 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める	・ 第1配備に加え、全課長、全室長、全施設長
	第3配備 ①町内震度が5強以上を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県内房に「大津波警報」を発表したとき（自動配備） ①以下のうち1以上に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき ・ 地震または津波により局地災害が発生した場合 ・ 地震または津波により大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき ・ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	・ 町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする	・ 全職員

2. 勤員系統

職員の動員は、本部長（町長）の決定に基づき次の系統で伝達する。

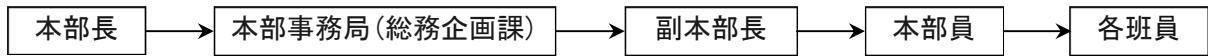


図 2.1.2 勤員系統

3. 勤員の伝達方法

本部事務局（総務企画課）からの職員の配備指令の伝達は原則として次の方法による。

(1) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話等により行う。

(2) 勤務時間外

電話、電子メールまたは防災行政無線による放送等により行う。

4. 自主登庁または自主参集

勤務時間外に災害が発生した場合において、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、次の方法により速やかに自主登庁または自主参集する。

(1) 本部に所属する職員

- (ア) 災害対策本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員、本部事務局員はテレビ・ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、災害対策本部設置（第2配備以上）の配備基準に該当すると判断される場合は、町役場に速やかに登庁する。
- (イ) ただし、道路の損壊や交通手段の途絶等により、町役場に登庁できない場合は、保健福祉総合センター（すこやか）に参集し、災害対策本部と連絡をとり、災害応急体制に入ること。
- (ウ) その他の職員については、(ア)に準じ対処する。
- (エ) 災害発生のため、緊急に登庁する場合の服装は、作業服または災害対策業務に適した活動しやすく安全な服装とする。なお、災害の状況により必要な資機材及び携帯食糧等を持参する。
- (オ) 参集途上において、可能な限り被害状況、災害情報等の把握に努め、参集後直ちに上司に報告する。
- (カ) 参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近の町民等と協力し、適切な措置をとる。
- (キ) 病気その他やむを得ない事情により、参集できない場合は、何らかの方法、手段をもって本部員に連絡する。

(2) 勤員対象から除外される職員

- (ア) 平常時における病弱者、身体不自由者。
- (イ) 発災時において急病、負傷等で参集が不可能となった者。
- (ウ) その他本部長（町長）が認める職員。

(3) 職員動員の報告

各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局（総務企画課）に報告する。報告の時期については、特に指示があった場合を除き、1時間ごととする。本部事務局は、参集状況を取りまとめ、本部長（町長）に報告する。

5. 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡（総務班）

町は、災害の状況に応じ、県、指定地方行政機関及び指定公共機関に連絡または、県防災情報システムを利用し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

6. 勤員職員の不足

発災後、勤員職員が大幅に不足する場合は、**受援計画及び**県下全市町村で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援を要請する。

7. 初動体制の見直し

職員の異動に伴い毎年初動体制を見直すこと。

また、勤務時間及び勤務時間外での各職員個々の役割分担を見直し、周知する。

8. 職員のケア体制

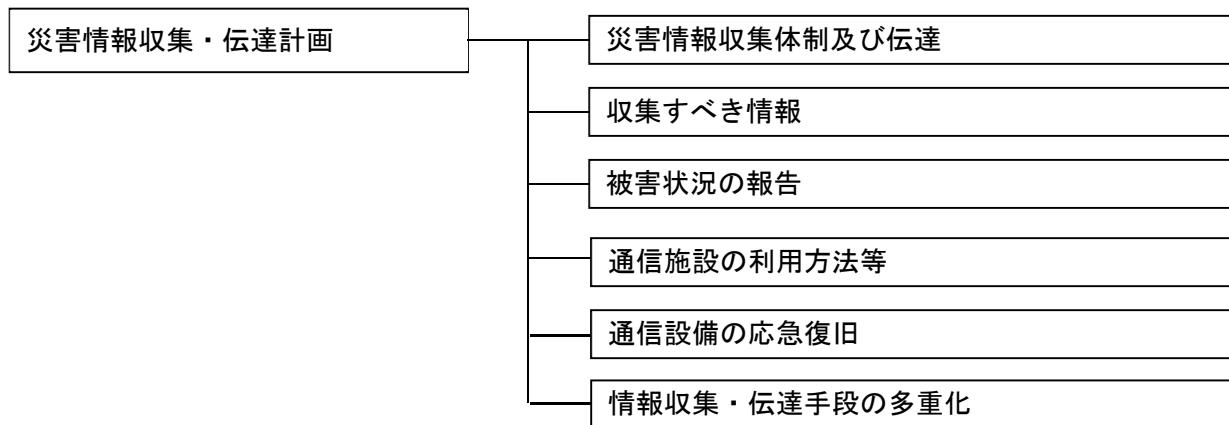
大規模な災害が発生し、災害対応が長期化すると、災害対応に追われる職員の**身体的・精神的**なケアが必要である。**厚生班（保健福祉課）**は各班からの相談に応じ、職員の健康面に配慮した人員配置の見直しや、休暇の付与、カウンセリングの実施等、職員が過剰な労働負荷を負わない処置について検討し、災害対策本部に改善策を上申する。また、町はこれらの点を踏まえ、業務継続計画（BCP）に基づき、非常時優先業務とその他業務の区分を判断する。

第2章 災害情報収集・伝達計画

実施体制〔本部事務局、各部班〕

災害による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く町民に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、本部事務局及び各部班は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

<施策の体系>



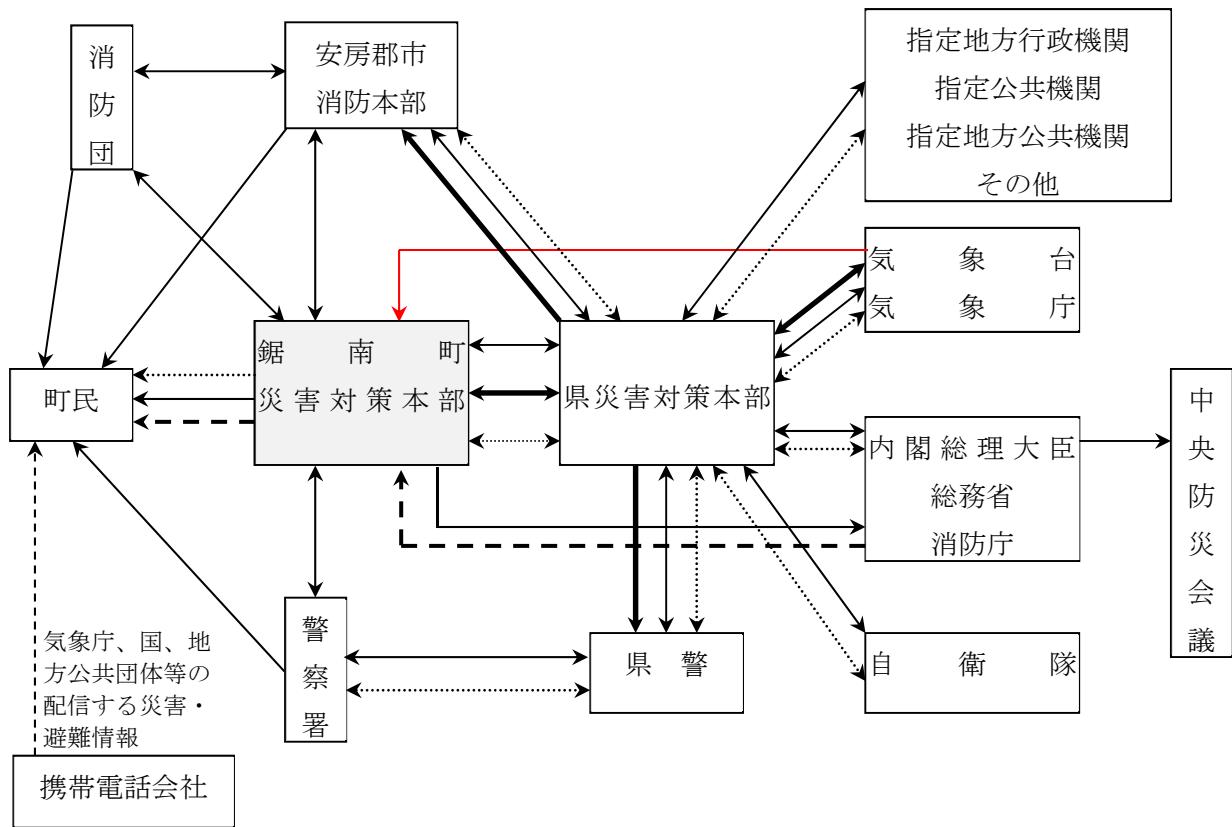
第1節 災害情報収集体制及び伝達

1. 被害状況の調査事務分担

被害状況の調査事務分担は、各部班の相互協力及び各関係機関の協力を得て実施する。

2. 災害情報通信連絡系統

震災時の情報連絡の流れは以下のとおりである。



千葉県防災情報システム	有線または口頭	無線	携帯・スマホ	Jアラート
_____	_____	-----	- - - - -

図 2.2.1 災害情報通信連絡系統

3. 気象官署の地震に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類

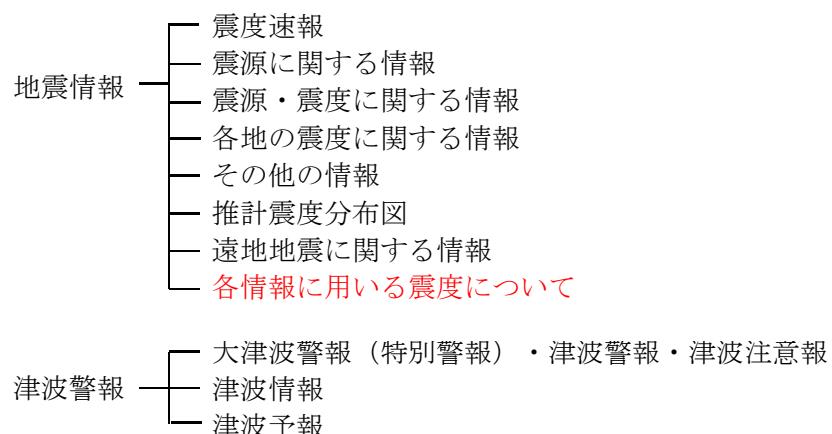


図 2.2.2 地震に関する情報

(2) 地震情報等の発表

① 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

② 震源に関する情報

震度3以上で発表する（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

③ 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度3以上
- ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

④ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

⑤ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

⑥ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図 情報として発表する。

⑦ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上

・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

⑧ 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74箇所）、気象庁（20箇所）、（独）防災科学研究所（11箇所）、千葉市（5箇所）、松戸市（1箇所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。

(3) 津波警報・注意報

津波警報等の収集伝達は「第2編 第2部 第5章 第1節 1. 津波警報等の収集伝達 津波警報等の収集伝達」に基づき次の通りとする。

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県内房、千葉県九十九里・外房及び東京湾内湾に属している。町は千葉県内房に属しており、気象庁本庁が担当する。

表 2.2.1 津波警報・注意報の種類及び内容

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表 (津波の高さ予想の区分)		
		(津波の高さ予想の区分)			
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない	
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない	

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(4) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

表 2.2.2 津波情報の種類及び内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、表 2.2.1「津波警報・注意報の種類及び内容」を参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中（沖合での観測値）」及び「推定中（沿岸での推定値）」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応づけが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 2.2.3 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表

津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 2.2.4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 2.2.5 津波予報の発表及び内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する

(6) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図

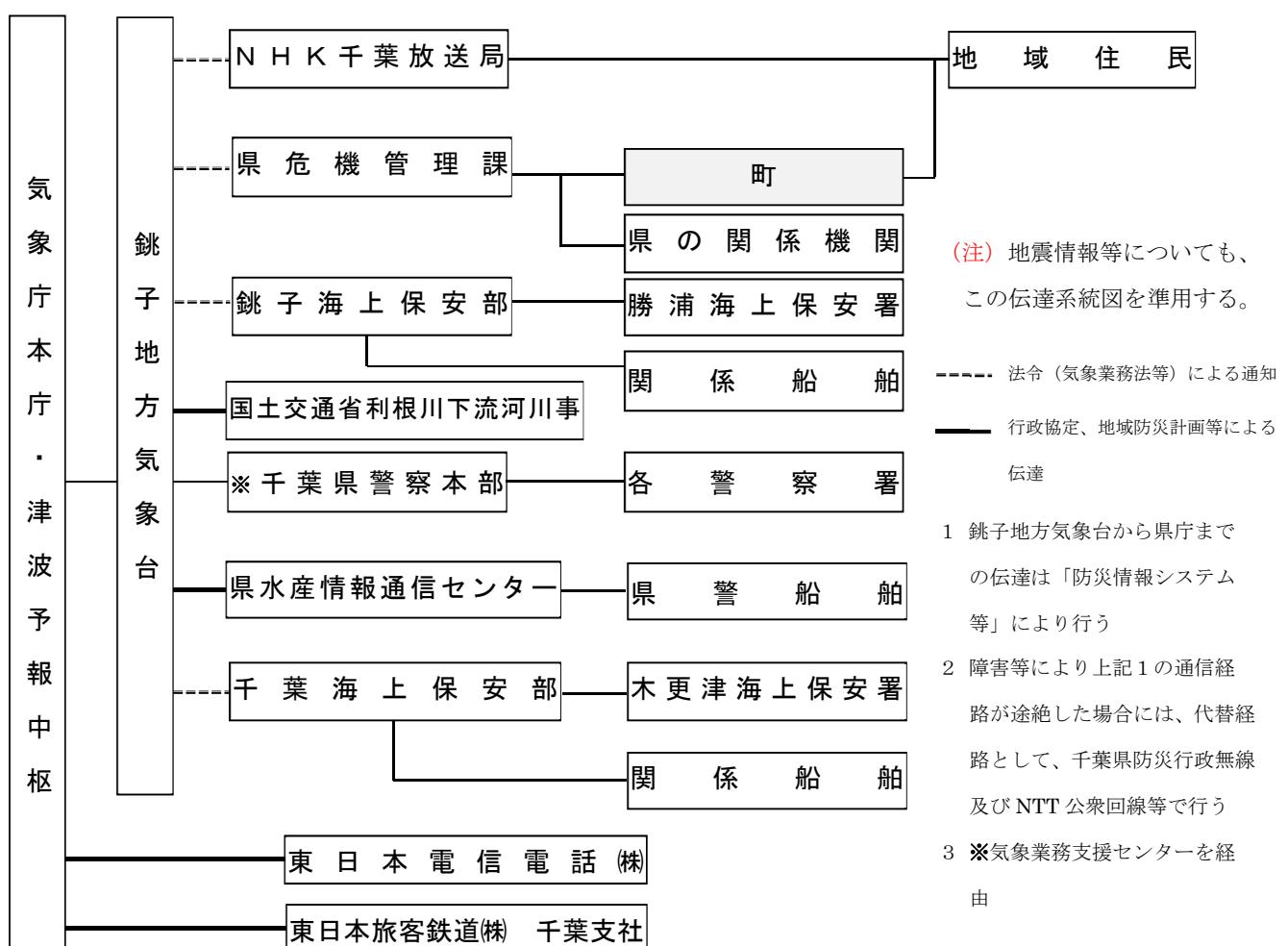


図 2.2.3 津波情報の受伝系統図

(7) 関係機関における措置

表 2.2.6 関係機関の措置

区分	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> 町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署または電気通信事業者から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに防災行政無線や広報車、または消防本部の協力を得て、地域住民に周知するとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する 住民等から異常現象の通報を受けた場合は気象庁(銚子地方気象台)その他関係機関に通報する
県	<ul style="list-style-type: none"> 県防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する 津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町長に通報する
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、地域住民に周知する
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する
銚子地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、警察本部、NHK 千葉放送局、関係機関に通報する
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する
東日本電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を町及び関係機関に通報する
放送機関	<ul style="list-style-type: none"> 気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> 県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する

(8) 津波警報等の伝達系統及び方法

気象庁から発表され、また伝達された予警報を受けた場合、町は予警報系統図にもとづきサイレン、広報車、町防災行政無線及びローテ等適宜の方法により速やかに町民に周知を図る。（広報文は資料編：資料第42参照）。

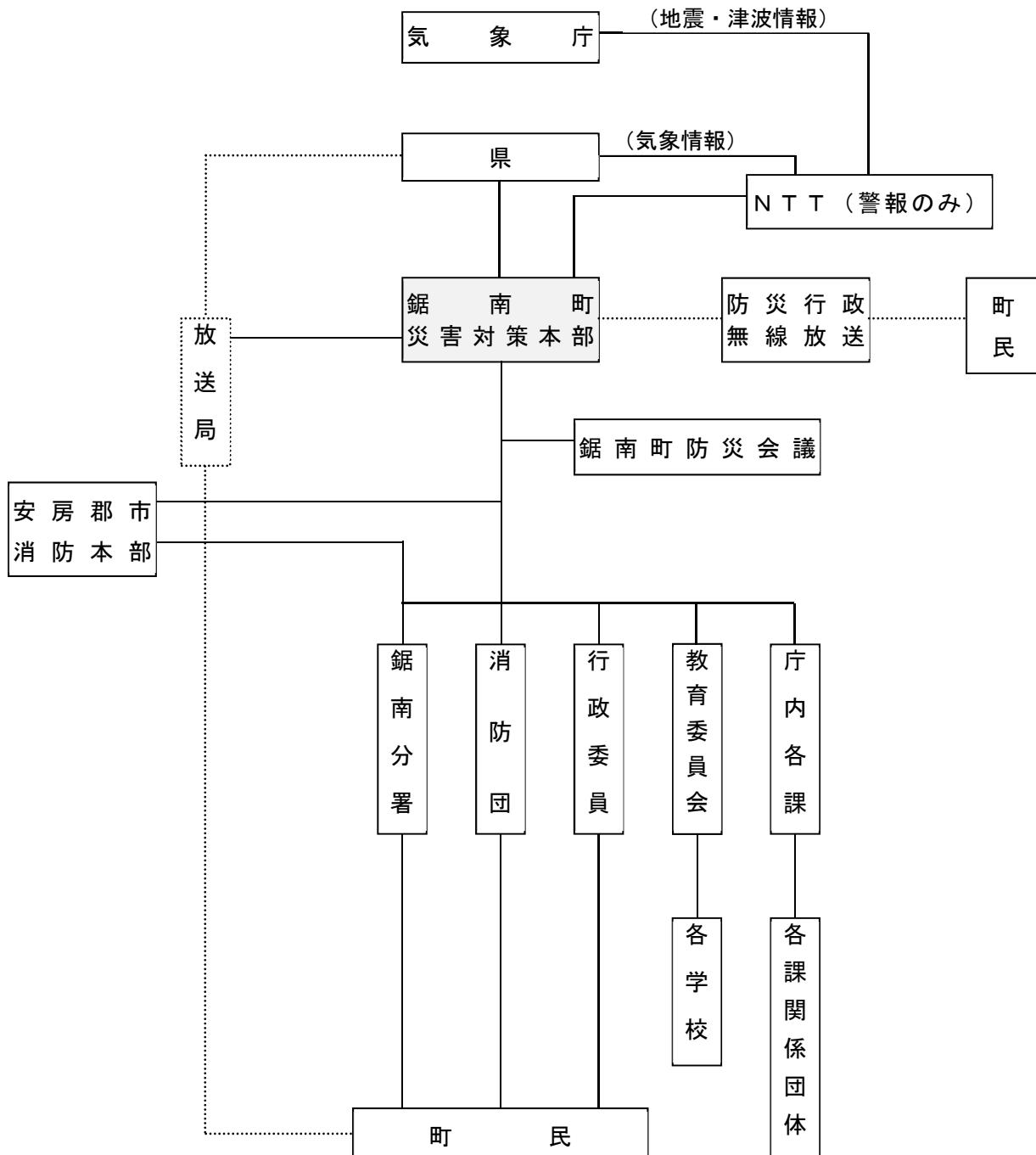


図 2.2.4 津波情報の伝達系統

第2節 収集すべき情報

1. 発災情報

発災時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報でもある。以下に収集すべき情報を示す。

- (ア) 住宅被害の状況
 - (イ) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - (ウ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - (エ) 避難の必要の有無及び避難の状況
 - (オ) 道路通行可否の情報
 - (カ) 町民の動向
 - (キ) 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
 - (ク) 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等
 - (ケ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2. 被害情報

発災後、できる限り早い段階から被害状況等の把握に努める。

被害状況等は応急対策活動をとる上で判断材料となるものであるので、速やかに収集・伝達する。

- (ア) 被害状況
 - (イ) 避難指示等または警戒区域の設定状況
 - (ウ) 避難所の設置状況
 - (エ) 避難生活の状況
 - (オ) 救護所の設置及び活動状況
 - (カ) 傷病者及び災害時要配慮者の収容状況
 - (キ) 観光客等の状況
 - (ク) 応急給水の状況
 - (ケ) その他災害対応・被災地における広範なニーズ

3. その他の情報

その他の情報は、発災時情報、被害情報外のもので、法令等の定めに従って伝達される情報である。

第3節 被害状況の報告

1. 被害状況の収集及び報告

被害状況の収集及び報告は、発災後の時間経過に応じ、次のように災害対策本部に報告する。

(1) 被害第一報

災害対策を行う上で最重要となる人的被害、津波被害、火災発生及び道路通行可否の情報、各拠点の通信可否の情報を災害対策本部に報告し、管内図やホワイトボードに記入して本部全体で情報を共有する。

(2) 被害速報

各部において被害状況を収集した場合は、必ず被災状況報告資料編：資料第35を作成し、被害の大小に係わらず報告する。ただし、同時多発的に被害状況を把握した場合は、人命に関わる被害や至急の対応を要する被害を優先的に報告する。

(3) 被害中間報告

各部にあっては、被害状況が判明する都度逐次報告し、先に報告した事項に変更のあったときは、その都度変更の報告をする。

(4) 被害確定報告

各部にあっては、同一の災害に対する被害調査が終了し、確定したときに資料編：資料第35の様式を訂正し、報告する。本報告は、災害応急対策、特に災害復旧の基礎になるものであるから正確を期すること。

2. 被害状況等の調査

- (ア) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡をし、調査漏れ、重複調査等の内容に充分留意する。
- (イ) 被害世帯人員等についての詳細な調査は現地調査のほか、住民登録等と照合して正確を期する。
- (ウ) 本部長（町長）は必要とする場合は、専門技術を有する職員をもって「災害特別調査班」を編成し、技術情報の収集に努め、避難情報（避難指示等）の発動に資する。
- (エ) 災害特別調査班は、被害状況等の調査終了後、現地調査報告書を作成し、災害対策本部へ提出する。

3. 活動状況の報告

各部における災害の応急活動の実施内容は、発災後の時間経過に応じ、次のように災害対策本部に報告する。

(1) 応急対策速報

応急対策活動が必要と認める事項について、調査終了後、必ず現地調査報告書を作成し、速やかに報告する。

(2) 応急対策中間報告

応急対策活動の状況、復旧の見込み等について報告する。

(3) 応急対策確定報告

応急対策活動が完了したとき速やかに報告する。

4. 県等に対する被害報告

県及び関係機関への被害状況並びに被害報告の連絡は総務企画課長が行い、連絡先及び連絡事項は、次のとおりとする。

(1) 連絡先

災害の状況、これらに対する措置の状況は、隨時、県に対し、総合防災情報システム・防災行政無線・FAX・電話により連絡する。また、必要に応じ防災関係機関に連絡する。ただし、県に報告できない場合は、国（消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
資料編：資料第36

(2) 連絡事項

- (ア) 災害対策本部の設置状況（待機または活動人員を含む）
- (イ) 災害応急措置の状況

- (ウ) 町民の生命、身体及び財産の被害に関する事項
- (エ) 救助物資及び食糧の補給等に関する事項
- (オ) 防疫、救護、医療資材等に関する事項
- (カ) その他緊急に対策を必要とする事項

(3) 報告の様式

県に対する被害報告は、「千葉県地域防災計画」に基づく**千葉県危機管理情報共有要領**のとおりである。

(4) 報告の種類及び報告の要領

県に対する報告の種類及び報告の要領は**千葉県危機管理情報共有要領**のとおりである。

5. 被害の認定基準

被害の認定基準は**千葉県危機管理情報共有要領**のとおりである。

第4節 通信施設の利用方法等

町に災害が発生し、または発生する恐れのある場合における被害状況等の情報の収集、伝達その他、災害応急措置等についての通信は、次の方法による。

- (ア) 本部事務局は、NTT電話、県防災行政無線及び総合防災情報システムにより県と通信する。
- (イ) 本部事務局は、県に緊急報告をできない場合は、NTT電話、地域衛星通信ネットワークにより、総務省消防庁へ報告する。
- (ウ) 本部事務局は、町民に対しては、町防災行政無線・NTT電話により、情報の伝達を行う。また、県内市町村との通信は、NTT電話・県防災行政無線で行う。
- (エ) 対策本部と町出先機関(保健福祉総合センター すこやか・佐久間老人センター)との通信は、町防災行政無線、NTT電話により行う。

第5節 通信設備の応急復旧

1. 通信施設が使用不能になった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において本部事務局は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、または著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

(1) 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

- (ア) 警察通信施設
- (イ) 上記以外の機関または個人の無線局
- (ウ) アマチュア無線局クラブ局
- (エ) 孤立防止用衛星通信電話

第6節 情報収集・伝達手段の多重化

町及び職員は、停電や道路の寸断など様々な被災を想定し、防災行政無線、広報車、掲示板、インターネットなど多重的な情報・通信手段を確保することで、情報伝達の断絶を防ぐとともに、適切な情報発信と共有を通じて、効率的な災害対応業務の実施に努める。また、ヘリコプターやドローン等による状況確認や情報収集の実施を、関係機関との調整に基づき検討する。

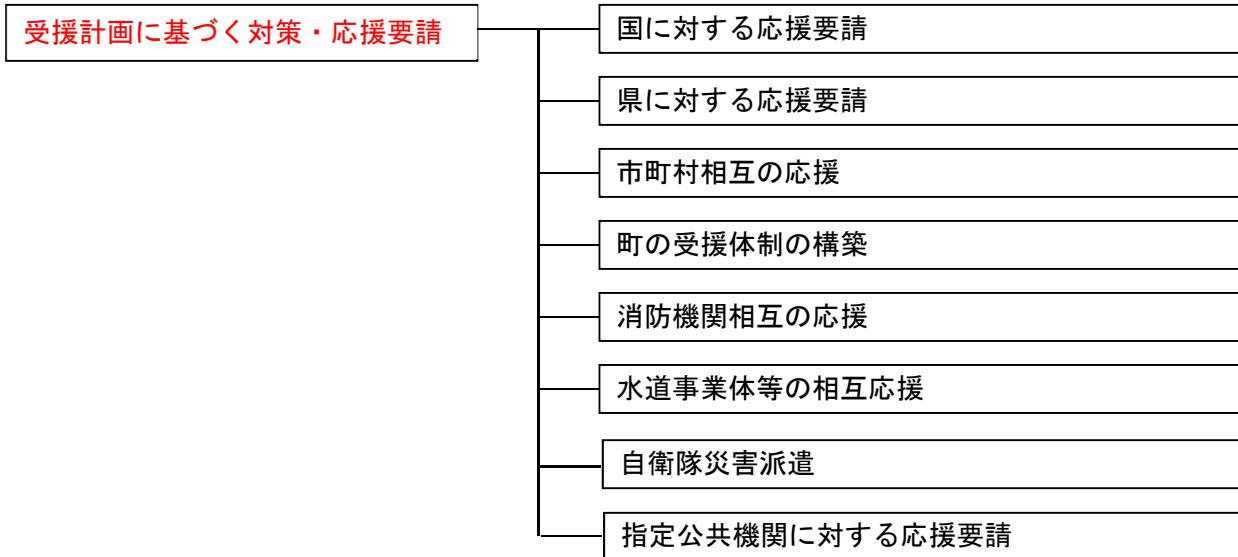
また、停電等により通信の断絶が発生した場合に備えて、掲示板やホワイトボード、回覧版等のアナログ手法による情報連絡手段を確保できるよう訓練する。

第3章 応援要請・受援体制の構築

実施体制〔本部事務局、総務班、**水道班**〕

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。そのため町は、**受援計画に基づき**、あらかじめ関係機関（国や県など）と十分に協議を行い、**受援担当者を中心**に、必要となる応援の内容や規模等を相談するとともに、受援体制及び相互応援体制を構築することで、円滑な災害時応急対策活動の実施を図る。

<施策の体系>



第1節 国に対する応援要請

町長等は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、内閣総理大臣に対して、指定行政機関、指定地方行政機関もしくは指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

第2節 県に対する応援要請

町長等は、災害応急対策または災害復旧のために必要があるときは、知事に対して職員及び情報連絡員の派遣や物資の提供を要請することができるほか、指定地方行政機関もしくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

また、上記では十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。

第3節 市町村相互の応援

- (ア) 町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時ににおける県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料編：資料第64）」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。
- (イ) 町長は、被災市町村からの応援要請または知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第4節 町の受援体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援計画に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第5節 消防機関相互の応援

- (ア) 町長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定書（資料編：資料第65）」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画（資料編：資料第39）」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。
- (イ) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

第6節 水道事業体等の相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定（資料編：資料第66）」に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

第7節 自衛隊災害派遣

1. 災害派遣要請依頼

- (ア) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報することができる。（派遣要請の依頼文書の宛先・緊急連絡先を資料編：資料第41に示す）
- (イ) 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2. 災害派遣要請依頼の範囲

自衛隊の災害派遣を要請依頼できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助。（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬。

(5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力。

(6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊、または障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等。（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）

(7) 診察、防疫、病虫防除の支援

大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等。（薬剤等は県または町が準備）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適當な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

(9) 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適當な手段がない場合。

(10) 救難物資の無償貸付または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する總理府令」による。（ただし、譲渡は、県、町その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲渡を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）

(11) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が幅^{ふくそう}輻輳する地点における車両を対象とする。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去。

(13) 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適當な手段がない場合。

(14) その他

町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

3. 災害派遣要請依頼の手続

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長が行う。

町長が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送付する。また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

（ア）提出（連絡）先：県防災危機管理部危機管理課

（イ）提出部数：1部

（ウ）記載事項

- 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域、活動内容
- 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
- 緊急の場合の連絡先

(自衛隊の災害派遣要請依頼の様式を(資料編:資料第40)に示す)

4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合または重複の排除

町長及び各受援担当者は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長及び各受援担当者は、自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に關係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
- (イ) 作業箇所別必要人員及び必要器材
- (ウ) 作業箇所別優先順位
- (エ) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (オ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊の部隊との連絡窓口は、災害対策本部がおかれている場合は総務班が調整し、また災害対策本部が置かれていない場合は総務企画課が調整し、その内容を総務企画課長に引き継ぐ。

(4) 派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- (ア) 本部事務室
- (イ) 宿舎
- (ウ) 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ)
- (エ) 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- (オ) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

表 2.3.1 ヘリコプターの機種別発着場必要地積

機種	必要地積	注記
OH-6J	約 30m × 30m	
UH-1J	約 50m × 50m	
CH-47	約 100m × 100m	注)四方向に障害物のない広場のとき

5. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
 - (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
 - (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(エ) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と総務班が協議する。

6. 災害派遣部隊の撤収要請依頼

災害派遣部隊の撤収要請依頼を行う場合は、民生の安定及び民生の復興に支障がないよう町長は知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

自衛隊の撤収要請依頼の様式を資料編：資料第40に示す。

第8節 指定公共機関に対する応援要請

町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣または支援を要請する。

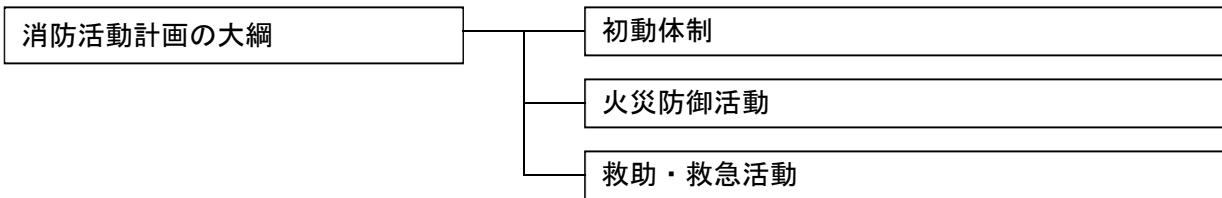
派遣された人員との連絡調整は、受援計画に定める受援担当者が対応する。連絡窓口の対応者は、応援職員の人員交替や応援終了に備えて、引き継ぎのために業務内容や報告事項を記録する。

※「指定公共機関」・・・災害対策基本法において、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定するもの（インフラ系企業、運送企業、日本赤十字社、報道機関など）

第4章 消防活動計画の大綱

実施体制〔消防班、消防本部、消防団〕

<施策の体系>



第1節 初動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を消防本部及び消防団の全機能をあげて展開し、町民の生命、身体及び財産の保護に努める。

1. 地震発生時の組織体制

地震が発生した場合、火災による人命の危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、各分団現有消防力を最大限に活用し、活動にあたる。

- (ア) 地震による火災の発生の防止。
- (イ) 地震により発生した火災の初期消火と延焼の防止。
- (ウ) 地震災害からの人命安全の確保。

2. 消防団の指揮系統

- (ア) 町内各地で同時多発的な火災、災害時には役場本庁・保健福祉総合センター すこやか・佐久間老人センターに本部指揮所を設け、統括本部を役場本庁とする。
- (イ) 各分団との連絡は、伝令要員を置き、消火活動の状況等を本部指揮所に伝達する。

3. 消防団の活動計画

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、地域住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消火活動は常備消防と一致協力して行い、同時多発火災の場合には、水利の便の良い場所または住宅密集地を優先し、被害の拡大防止に努め火災防御を行う。

(3) 救助・救急

要救助者の救助・救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送は町民と一致協力し、また近所の情報を得ながら、迅速かつ的確に行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら地域住民を安全に避難させる。

第2節 火災防御活動

1. 部隊運用

部隊運用は、被害の大きさによって発災当初から異なった運用をしなければ効果的な部隊運用ができないので、火災防御上の重要度によって地域を分類し、また防御方法も被害規模に応じた防御方法（攻勢・重点・集中・避難場所・避難路確保の各防御）を行い、さらに、団長は団内、副団長は分団間、分団長は分団内の部隊をそれぞれの災害規模と様相に応じて運用する。

2. 現場活動の基本方針

(1) 活動方針

大地震発生時予想される同時多発火災から人命を保護するため、消防団を含めて、その全機能をあげて、災害事象に対応した防御活動を展開し、地震火災から町民の生命・財産を保護する。

(2) 計画目標

火災は、冬期夕食時、風速8m/s下において次のことを目標に計画を樹立する。

- (ア) 火災が比較的小さい場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、水利の便の良い所または住宅密集地を優先的に消火する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により人命の安全だけは確保する。

(3) 活動項目

今後下記の活動について、対応を検討しておく。

- (ア) 自然水利等を活用した大規模な消火活動。
- (イ) 自主防災組織及び防災救援ボランティア活動との連携活動。
- (ウ) 長期活動に対する対応。
- (エ) 近隣市町との隣接地における相互協力消火活動。

第3節 救助・救急活動

1. 部隊運用

- (ア) 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。
- (イ) 救助に救急を伴う場合は、努めて常備消防救急隊と連携して行う。また、救急隊が間に合わない場合は町民と協力し、避難所等の救護所、近くの医療機関に搬送する。

2. 現場活動の基本方針

消防本部は、消防活動方針のほか、他の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

う回路についてあらかじめ検討し、部隊に周知させておく。

3. 消防署等における救護活動

- (ア) 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。
- (イ) 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。
 - 1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
 - 2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
 - 3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
 - 4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

- (ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、救護班等の車両のほか、必要に応じ市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。
- (イ) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

- (ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (イ) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4. 関係機関との連携

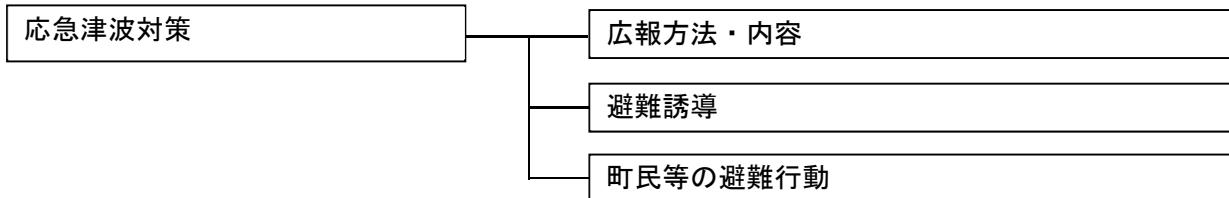
県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、町長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」（資料編：資料第 65）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（資料編：資料第 39）に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

第5章 応急津波対策

実施体制〔総務班、広報班、避難所班、農林水産班〕

津波警報等の発表とともに、沿岸地域の町民や観光客を高台に避難させるための情報伝達連絡ルートの確立を図ることとし、特に、夜間、休日の連絡体制の充実が重要となる。

<施策の体系>



第1節 広報方法・内容

津波警報等の発表が行われると、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール等）、サイレン、広報車等を用いて広報活動が行われるが、広報すべき地域、事項等を明らかにして、津波情報を的確に沿岸地域住民、観光客等に伝えることが重要となる。

特に、災害時要配慮者に対する情報伝達・避難誘導方法については、沿岸地域住民等と連携を図る。

1. 津波警報等の収集伝達

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報や津波情報、津波予報等を迅速・的確に収集し、地域住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、**大津波警報**、**津波警報**または津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県内房、千葉県九十九里・外房及び東京湾内湾に属している。町は千葉県内房に属しており、気象庁本庁が担当する。

表 2.5.1 津波予報の種類及び内容

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表 (津波の高さ予想の区分)		
		(津波の高さ予想の区分)			
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない	
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない	

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

表 2.5.2 津波情報の種類及び内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「表 2.5.1 津波予報の種類及び内容」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

表 2.5.3 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において

て、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 2.5.4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 2.5.5 津波予報の発表及び内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する

(4) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図

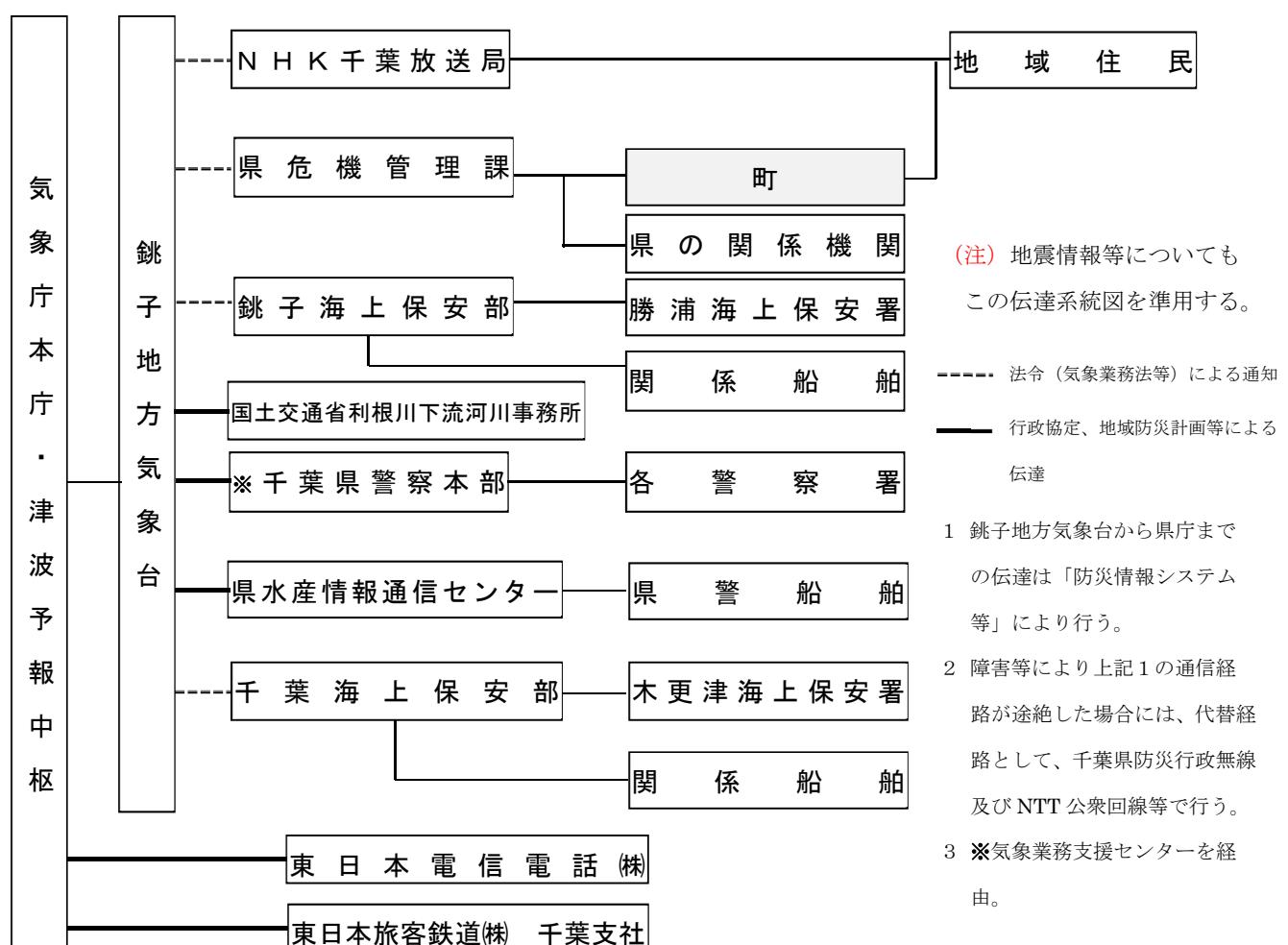


図 2.5.1 津波情報の受伝系統図

(5) 関係機関における措置

表 2.5.6 関係機関の措置

区分	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> 町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署または東日本電信電話(株)から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに防災行政無線や広報車、または消防本部の協力を得て、地域住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する 住民もしくは警察官または海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁(銚子地方気象台)その他関係機関に通報する
県	<ul style="list-style-type: none"> 県防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する 津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町長に通報する
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、地域住民に周知する
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する
銚子地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、警察本部、NHK 千葉放送局、関係機関に通報する
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する
東日本電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を町及び関係機関に通報する
放送機関	<ul style="list-style-type: none"> 気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> 県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する

(6) 津波警報等の伝達系統及び方法

気象庁から発表され、また伝達された予警報を受けた場合、町は予警報系統図に基づきサイレン、広報車、町防災行政無線及びローテ等適宜の方法により速やかに町民に周知を図る。（広報文は資料編：資料第42参照）。

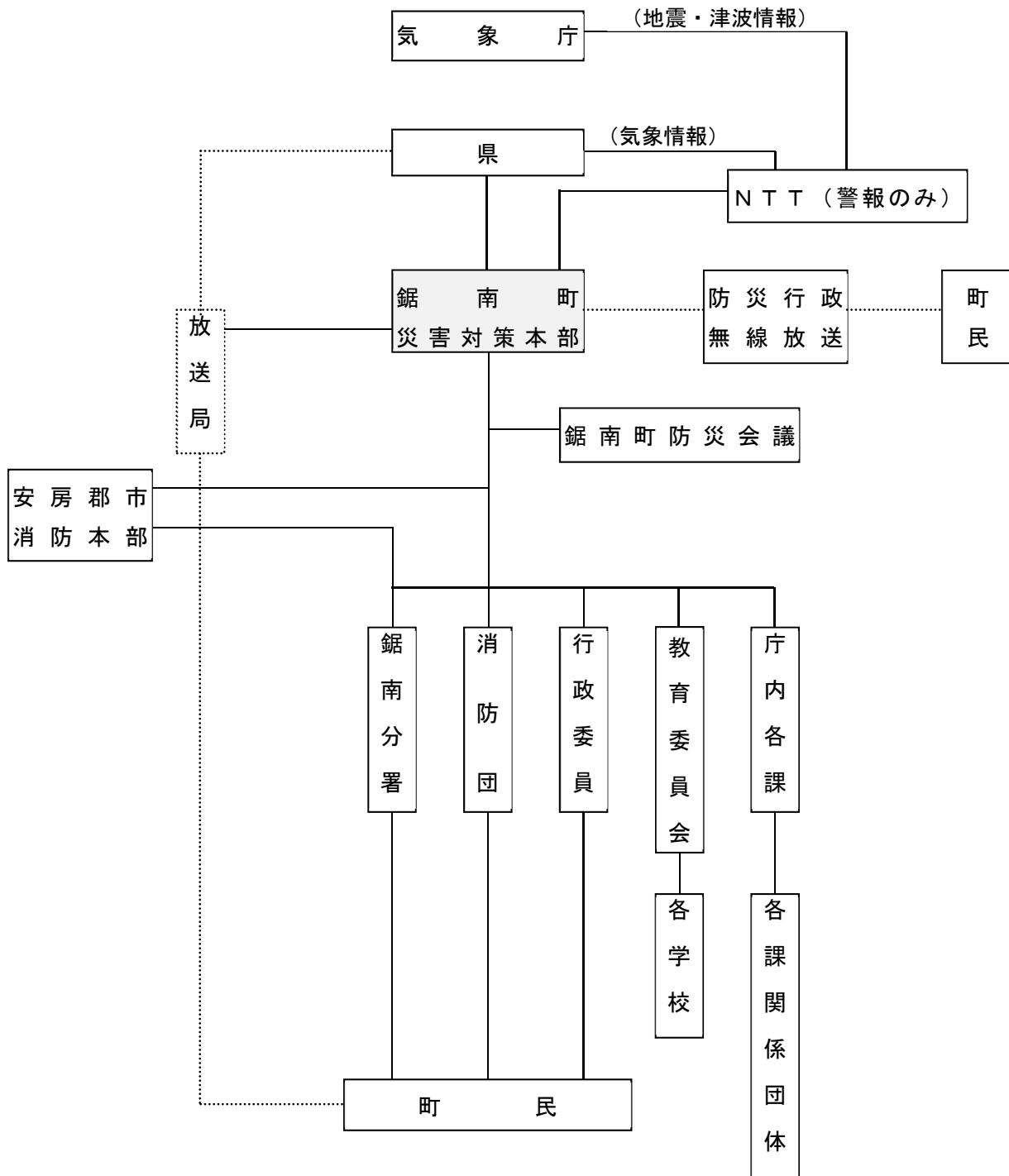


図 2.5.2 津波情報等の伝達系統

2. 津波警報伝達時の留意点

(1) 対象地域

町民等の円滑な避難や安全確保のため、津波の規模及び避難**指示等**を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど町民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう工夫する。

(2) 伝達方法

町民等が即座に避難行動に取りかかるため、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、町民等への**津波警報等**を迅速かつ的確に伝達する。

(3) 更新情報の伝達

気象庁等が発表する**津波警報等**に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、**津波警報等**が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、町民等に対し継続的に情報伝達を行う。

(4) 外来者等への伝達

走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、**避難指示等**の伝達に努める。

第2節 避難誘導

1. 情報収集

地震を感じたら**津波注意報等**の情報収集につとめ、地域に応じて、適切な措置をとる。

2. 避難の指示

(1) 近海地震の場合

近海で地震が発生した場合、津波予警報発表以前であっても、津波が来襲する恐れがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。

- (ア) 町長は、津波予警報が発表されるまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で地域住民等に海浜から退避するよう**指示**し、または命令する。
- (イ) 地震発生後、報道機関から津波予警報（大津波警報、津波警報、津波注意報）が放送されたとき、あるいは津波予警報の伝達があったとき町長は、直ちに地域住民等に対して**避難指示**を発令する。
- (ウ) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合、**避難指示**を発令する。

(2) 遠地地震の場合

外国など遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、**避難指示**の発令を検討する。

3. 海面監視情報の伝達

町は、地震発生後の海面状況の監視、**避難指示等**の伝達等について、漁協（漁業関係者）や海水浴場監視員（**ライフセーバー**）などの協力が得られるようにしておく。また、できる限り安全な避難所、避難路を定め、地域住民等に周知徹底を図る。

4. 誘導者の安全確保

町民等の避難誘導にあたる消防職員、消防団員、警察官、行政職員などは、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。また、各行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全が確保されることを前提とする。

第3節 町民等の避難行動

1. 行動原則

町民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らない。

2. 避難の手段

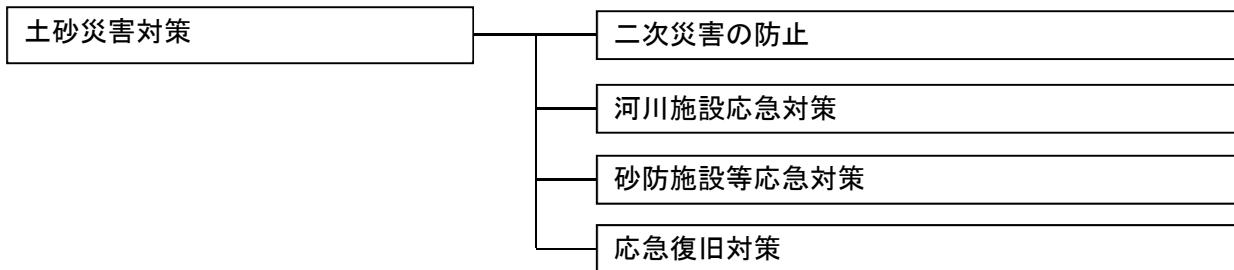
地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて、自動車利用を含め、安全かつ確実な避難を行う。

第6章 土砂災害対策

実施体制〔農林水産班、土木・環境班〕

地震により河川、砂防施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

＜施策の体系＞



第1節 二次災害の防止

地震による土砂災害が発生した場合は、人的被害の有無や道路通行の可否を確認し、速やかに本部に報告する。また、国や県の技術的支援を仰ぎ、災害が発生した斜面の上部に不安定土砂が残っていないか等を確認し、周辺住民の避難や道路の通行止めの措置を検討する。

第2節 河川施設応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による破堤を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

第3節 砂防施設等応急対策

急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、状況を県に報告し、危険地区の住民の避難、県への対策実施の要請を行う。

第4節 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、県に要請する。

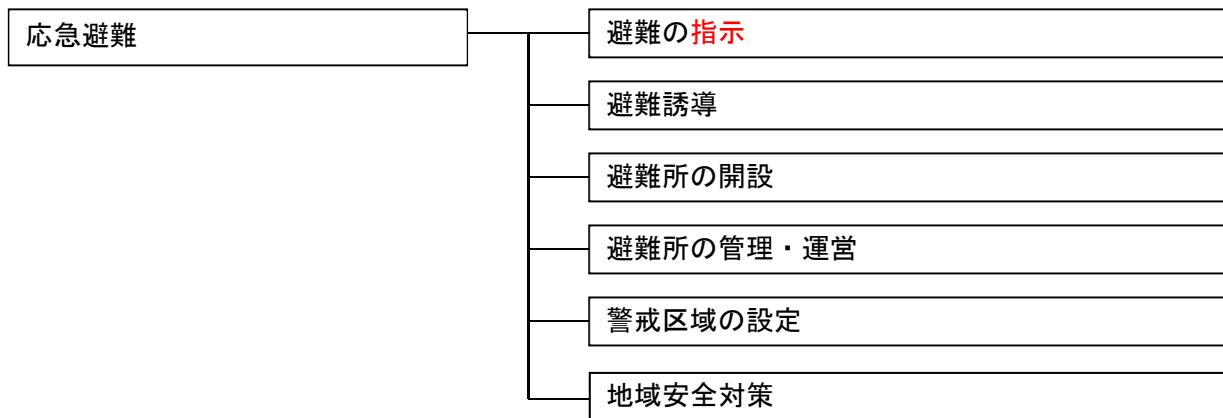
第7章 応急避難

実施体制〔町長、総務班、財政班、消防班、広報班、厚生班、調達班、文教班、避難所班、県、警察署、消防本部、消防団、自衛隊〕

地震時には、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、地域住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の災害時要配慮者の安全避難については特に留意する。

<施策の体系>



第1節 避難の指示

1. 避難の指示

(1) 町長の措置（災害対策基本法第60条）

避難の指示は、町長が実施するものとし、次の各号に定めるところにより行う。

(ア) 避難の指示は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難場所へ避難させる必要が生じたとき行う。

(イ) 避難の指示を行うときは、警察署長、防災関係機関の協力を得て、組織的な避難の指示を実施する。

(ウ) 町長が行うことができない場合は知事が代行して行う。知事は災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置を町長に代わって実施することができる。

(2) 警察官及び海上保安官等の措置（警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条）

警察官及び海上保安官は、町長が避難を指示することができないと認めるとき、または町長から要請があったとき、もしくは地域住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難の指示をすることができる。

(3) 自衛官の措置（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難の指示をすることができる。

(4) 知事またはその命を受けた県職員の措置（災害対策基本法第60条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の来襲及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

2. 避難指示等の種類

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、拘束力を伴って住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

なお、避難の指示に先立ち、一般市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

3. 避難指示等の発令基準

災害時に円滑な避難指示等の発令ができるよう、判断のために参考する情報を整理し、避難指示等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示すことが必要である。そのため、府内で避難指示等の発令基準検討委員会（仮称）を設けて検討する。

4. 避難判断における助言

平成25年の災害対策基本法の改正により、町長が避難指示等の判断に際し、地方気象台や都道府県等に助言を求めることが可能となった。これらの機関は、リアルタイムのデータや地域における各種災害の専門的知見を有しており、災害発生の危険性が高まった場合に助言を求めるることは有効である。また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、重要な判断材料として活用する。

【土砂災害】千葉県安房土木事務所

【津波・高潮】千葉県安房土木事務所、東京管区気象台・銚子地方気象台

【気象、地震】東京管区気象台・銚子地方気象台

5. 避難指示等の伝達

要避難地域の市民に対し、町防災行政無線、サイレン、警鐘、広報車、ハンドマイク等により行う。

なお、避難の指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難先
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の指示の理由
- (オ) その他必要な事項
- (カ) また、広域にわたって避難の指示を伝達する場合、町として充分に対応できない場合にあっては、必要に応じ関係機関に対し協力要請を行う。

6. 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者または機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

(1) 地域住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

町防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレンまたは警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
その他、速やかに住民に周知できる方法

(2) 関係機関の相互連絡

次に掲げる処理をした時は、速やかに知事に報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通知または連絡する。

- (ア) 避難のため立退き指示をしたとき。
- (イ) 避難の必要がなくなったとき。
- (ウ) 避難のため立退き先を指示したとき。
- (エ) 警察官が避難のため立退きを指示、もしくは立退き先を指示した旨、町長に通知があったとき、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

第2節 避難誘導

町は、震災時の避難について、状況に応じて警察署、消防本部、消防団、町等の緊密な連携により避難所・避難場所に対して迅速かつ的確に行う。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織や行政区等地域ごとの集団避難を行うものとし、災害時要配慮者の避難は支援者の協力もふまえ優先して行う。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、一時避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、一時避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

町は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて一時避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

1. 警察署

- (ア) 避難の指示が出された場合、消防本部等の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。
- (イ) 避難道路等の要点に誘導員を配置して避難誘導にあたる。また夜間の場合は照明器具を活用して誘導の適正を期する。
- (ウ) 避難の指示に従わないものについては、説得に努める。

2. 消防本部

- (ア) 避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防団の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を災害対策本部及び関係機関に通報する。
- (イ) 避難が開始された場合は、防災行政無線、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。
- (ウ) 避難の指示が出された時点以降は、避難場所の安全確保に努める。

3. 大型店、駅等集客施設における避難

基本的に施設管理者が誘導する。

4. 病院、災害時要配慮者施設における避難

- (ア) 病院、施設等の管理者はあらかじめ指定した避難場所に収容者をすみやかに避難させる。
- (イ) 災害対策本部は、避難に必要な時間を考慮して避難の指示を行う。
- (ウ) 施設管理職員、地域住民は協力して避難介護を行う。

第3節 避難所の開設

- (ア) 災害対策本部長（町長）は、避難所開設の必要があると認めたときは、災害種別ごとの施設の安全性を調査させ、安全を確認したのち、避難所を開設する。町は、指定避難所の中から避難所を開設し、津波の危険性や災害種別に応じた施設の安全性及び避難者の規模等により臨機応変に他の施設も開設する。
- (イ) 避難所を開設したら、直ちに、職員の派遣を指示する。ただし、災害の状況により職員を派遣できない場合は、職員の巡回を指示する。
- (ウ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を各施設管理者に連絡する。
- (エ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を警察・消防等関係機関に連絡する。
- (オ) 災害対策本部長（町長）は、各避難所派遣職員・施設管理者より避難者名簿を報告させ、避難者の把握をする。
- (カ) 避難所設置期間は、災害救助法が適用された場合災害発生から7日以内とするが、状況により延長する必要がある場合は、災害対策本部長（町長）は、知事の事前承認を受ける。

第4節 避難所の管理・運営

1. 実施体制

- (ア) 避難所は町の「避難所運営マニュアル」に基づき避難者が自主的に管理、運営する。
- (イ) 町職員は、被災者が集まった場合、避難住民等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
- (ウ) 配置された町職員は、町民による自主的な避難所管理・運営の円滑化のため、自治会及び自主防災組織と連携し、避難所と災害対策本部との連絡調整にあたる。
- (エ) 避難所が学校の場合、校長は、避難所運営と学校教育再開の調整に当たる。
- (オ) 施設管理者は、避難所の管理・運営について、必要な協力・支援を行う。
- (カ) 学校所属職員は、校長の命により、避難所運営に従事する。
- (キ) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
- (ク) 町は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。
- (ケ) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2. 避難所関連物資

- (ア) 避難所の開設に当たっては、最小限、広報資機材、夜間照明器具、簡易トイレを設置するほか、必要に応じて医療救護所の開設を行う。
- (イ) 食糧等必要な避難所関連物資については、調達班に調達を要請する。

3. 避難所管理・運営本部の役割

避難所管理・運営本部は、次のような役割を果たす。また、施設管理者及び派遣ないし巡回する町職員は、避難所管理・運営のための事務の実施ないし支援を行う。

- (ア) 町及び防災関係機関への情報伝達及び連絡調整
- (イ) 避難所施設の安全点検、施設管理及び整備
- (ウ) 避難所の設営及び避難者の受け入れ
- (エ) 避難者名簿の作成
- (オ) 負傷者、病人、災害時要配慮者の救護、避難所内の衛生管理
- (カ) 避難所関連物資、食料等の調達、受け入れ、分配
- (キ) 避難者への情報提供
- (ク) 避難所における犯罪防止

- (ヶ) 避難所生活ルールの作成、運営管理
- (コ) 災害時要配慮者や女性への配慮

4. 避難所運営組織

避難所運営は避難所管理・運営本部を組織し、町民の自主管理により行う。避難所管理・運営組織の構成及び役割の例を以下に示す。

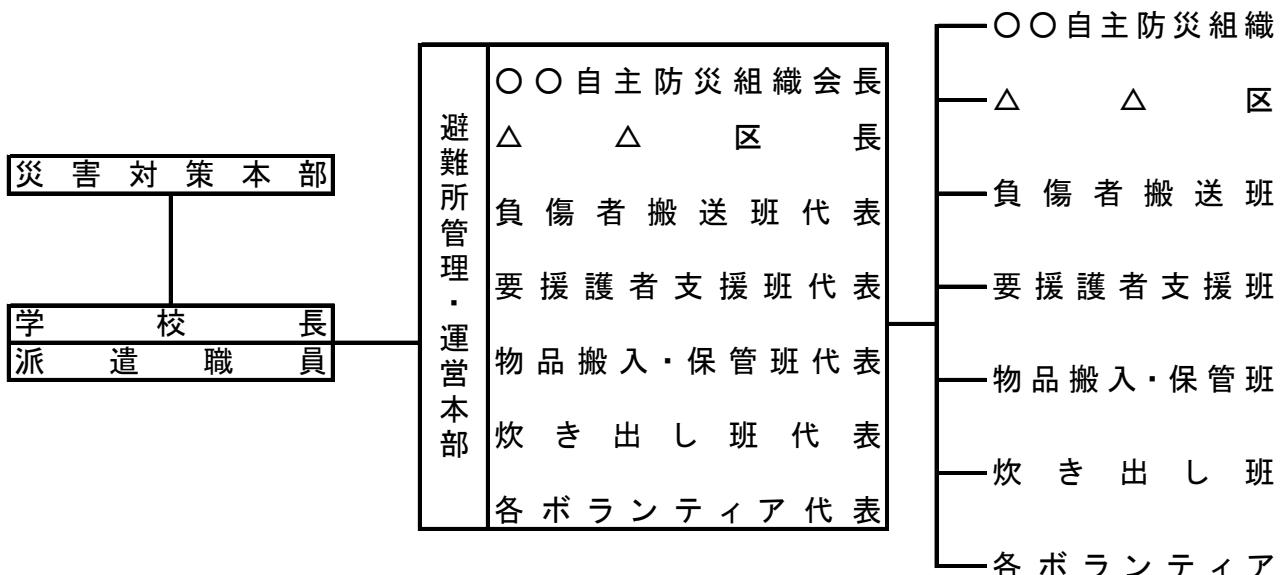


図 2.7.1 避難所管理・運営本部の構成例

5. 避難者名簿の取り扱い

避難者名簿は原則として開示しない。ただし、「人の生命、身体、並びに財産の保護のために必要とみなされる」場合は、災害対策本部長（町長）の判断のもと開示することができる。個人情報保護の観点から、以下の点に注意する必要がある。

- (ア) 必要最低限の情報（性別、名前）以外は公開せず、住所を公開する場合は、町丁目や大字までにするなど、個人情報として悪用されないよう配慮する。
- (イ) ホームページに公開する場合は、避難者名簿原本を PDF 化（できるだけ一度紙で印刷したもの）をスキャン）したものとし、個人情報を流用されにくくする。

6. 要配慮者への対応

避難所に要配慮者が一時的に避難することを踏まえ、避難所管理・運営本部は要配慮者を受け入れるスペースを確保するとともに、避難してきた要配慮者の名簿を作成し、受け入れ人数の把握を行うとともに速やかに社会福祉関係施設（保健福祉総合センターすこやか等）への収容を図る。

7. 社会福祉関係施設への収容

- (ア) 救助部長は、福祉関連施設の収容可能な状況を調査する。
- (イ) 救助部長は、避難所に収容されている（重度）心身障害児（者）・高齢者等の災害時要配慮者を各避難所の「避難所管理・運営本部」に調査させる。
- (ウ) この調査に基づき救助部長は、福祉関連施設に収容しなければならない者を直ちに収容し、車両による移送を行う。
- (エ) 施設管理者は必要な人材・物資等に不足が生じた場合は、災害対策本部に連絡し、調達する。
- (オ) 救助部は、各施設管理者の調達要請をとりまとめ、総務部に調達依頼する。

8. 広域避難

災害対策本部事務局は、避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合は、町内の他地域の避難所に収容する。

さらに、町内の避難所では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、町外への広域避難の受け入れを要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

9. 女性等への配慮

- (ア) 女性に必要な物資等の整備をするよう努める。
- (イ) 男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、相談場所、クールダウンスペース等の設置を行い、プライバシーの確保を含め、女性等のニーズに配慮した運営に努める。
- (ウ) 男女の相談員を配置、並びに巡回させ、女性のニーズの変化に対応できるように配慮する。
- (エ) 必要に応じ、警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

10. 在宅避難者等への対応

町は在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

11. 感染症についての対応

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

12. 避難所の閉鎖

災害対策本部長（町長）は、次に示す事項等を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

- (ア) 避難者数の減少に応じて積極的に避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開や施設本来の機能回復等を図る。
- (イ) 学校教育の早期再開の為、災害対策本部長（町長）は、学校を避難所として使用している被災者を、仮設住宅や町出先機関・公共機関に移住させる。
- (ウ) 避難者が全員退去した場合、学校長は速やかに救助部長に報告し、災害対策本部長（町長）は避難所を閉鎖する。

第5節 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。警戒区域の設定権者は以下のとおりである。

表 2.7.1 警戒区域の設定権者

決定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
町長	災害全般	・災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命、または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき	・災害対策基本法第63条
警察官※ 海上保安官	災害全般	・同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
		・人の生命、または身体に対して危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等の危険な事態がある場合	・警察官職務執行法第4条
消防吏員または消防団員	災害全般	・災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	・消防法第36条において準用する同法第28条及び水防法第14条
自衛官		・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町長もしくは本部長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる	・災害対策基本法第63条

※ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは警戒区域を設定できる

2. 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び地域住民にその内容を周知する。

第6節 地域安全対策

1. 町

町民が避難した地域等については、自治会等の協力のもとに地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

2. 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

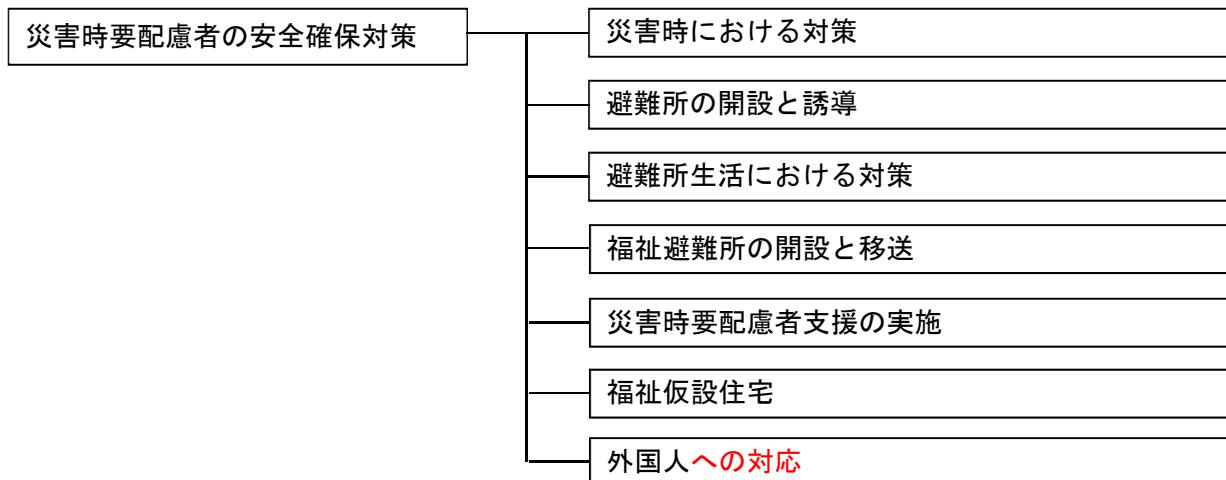
警察は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

第8章 災害時要配慮者の安全確保対策

実施体制〔厚生班、避難所班〕

災害時要配慮者等は、災害が起こった時、自分の身体・生命を守る対応能力の不足や、言葉の障害から迅速、的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、災害時要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

<施策の体系>



第1節 災害時における対策

1. 安否確認と救出

厚生班は、要配慮者名簿に基づき、要配慮者の安否確認を迅速に実施する。

(1) 社会福祉施設入所者等に対する措置等

施設管理者は、入所者の安否を確認するとともに、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 在宅災害時要配慮者に対する措置

厚生班は、各居宅に取り残された災害時要配慮者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要配慮者の「名簿」或いは「要救護者マップ」等を活用し、民生委員、地域住民等の協力を得ながら行う。安否の確認できなかった要配慮者等については、厚生班から消防等へ依頼し、地域住民等の協力を得ながら在宅の災害時要配慮者の救助を行う。

2. 情報の確保と提出

厚生班は、在宅や避難所等にいる災害時要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う。

第2節 避難所の開設と誘導

避難所の開設は「第2編 第2部 第7章 第3節 避難所の開設」に基づき次の通りとする。

1. 避難所の開設

(ア) 災害対策本部長（町長）は、避難所開設の必要があると認めたときは、災害種別ごとの施設の安全性を調査させ、安全を確認したのち、避難所を開設する。町は指定避難所の中から避難所を開設し、津波の危険性や災害種別に応じた施設の安全性及び避難者の規模等により臨機応変に他の施設も開設する。

- (イ) 避難所を開設したら、直ちに、職員の派遣を指示する。ただし、災害の状況により職員を派遣できない場合は、職員の巡回を指示する。
- (ウ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を各施設管理者に連絡する。
- (エ) 災害対策本部長（町長）は、避難所の開設を警察・消防等関係機関に連絡する。
- (オ) 災害対策本部長（町長）は、各避難所派遣職員・施設管理者より避難者名簿を報告させ、避難者の把握をする。
- (カ) 避難所設置期間は、災害救助法が適用された場合災害発生から7日以内とするが、状況により延長する必要がある場合は、災害対策本部長（町長）は、知事の事前承認を受ける。

2. 災害時要配慮者の避難誘導

(1) 施設における避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
厚生班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、地域住民、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 在宅要配慮者に対する避難誘導

安否確認のできた在宅要配慮者は、福祉避難所が開設されていない場合は、通常の避難所へ一時的に避難誘導する。避難誘導においては、以下に留意して実施する。

- (ア) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。**なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。**
- (イ) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (ウ) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者または歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両またはボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して移送途中の安全を期すること。
- (エ) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (オ) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、行政職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

第3節 避難所生活における対策

厚生班は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。厚生班は、災害時要配慮者の被災状況を把握し、災害時要配慮者向けの食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行うとともに、避難住民の協力のもと、災害時要配慮者へ確実に情報が伝達されるように配慮する。

第4節 福祉避難所の開設と移送

1. 福祉避難所の開設

厚生班は、**避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者**の受け入れ先として、医療施設、社会福祉施設等の災害時要配慮者向けに福祉避難所の設置を検討する。福祉避難所は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、早期の設置を目指すこととする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

2. 避難所から福祉避難所への移送

福祉避難所が設置された場合は、厚生班は避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

3. 移送手段の確保

厚生班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

町は個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

第5節 災害時要配慮者支援の実施

1. 巡回サービスの実施

厚生班は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。被災した要配慮者等の生活の確保として、町は県と協力して災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

2. 相談窓口の開設

厚生班は相談窓口を開設し、各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的に相談に応じる。なお、避難者や要配慮者だけでなく、要配慮者支援に携わる職員やボランティア等の心のケアを実施し、必要に応じて相談も受け入れる。

第6節 福祉仮設住宅

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

新たなコミュニティづくりの体制の整備を図ること。

第7節 外国人への対応

外国人への対応については、県が災害の状況に応じ、（公財）ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、町への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

町は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。また、避難所等において、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、県と協力して通訳者及び通訳ボランティアの確保に努める。

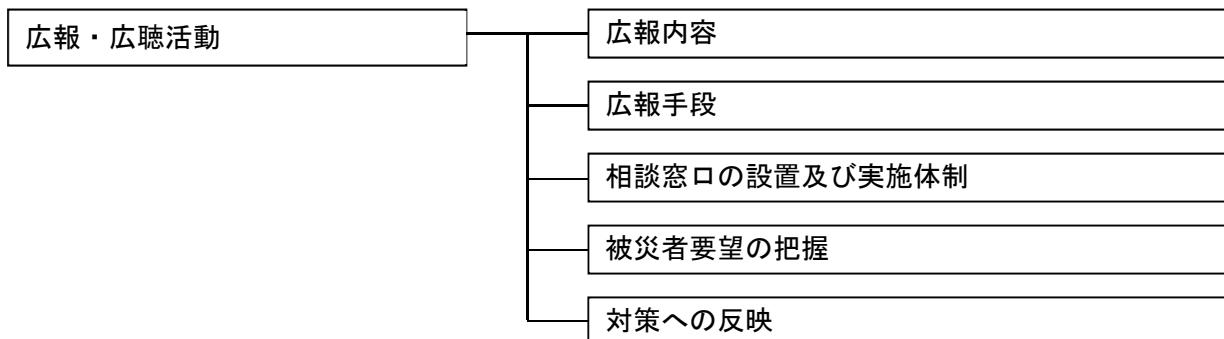
県災害時多言語支援センターは、町から要請があったときは、（公財）ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

第9章 広報・広聴活動

実施体制〔本部事務局、総務班、**広報班**〕

町、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民生の安定を図るとともに、町民の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。また、地震発生時には、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、復旧活動に反映する。

<施策の体系>



第1節 広報内容

災害時の広報内容は以下のとおりとする。

(ア) 避難方法等に関する情報

- 避難場所に関する事項
- 避難路に関する事項

(イ) 被害に関する情報

- 人及び家屋関係
- 公益事業関係
- 交通施設関係
- 土木施設関係
- 農林水産関係
- 商工業関係
- 教育関係
- その他

(ウ) 応急対策活動に関する情報

- 水防、警備、救助及び防疫活動
- 通信、交通、土木等施設の応急対策活動
- **物資の要望、配布に関する情報**
- その他町民及び被災者に対する必要な広報事項

(エ) 流言飛語の防止に関する情報

第2節 広報手段

1. 一般広報活動

(ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) SNS（町公式ツイッター、LINE、フェイスブック等）を活用した広報

(才) 自治会への周知依頼など

2. 報道機関への発表

広報班は必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要請する。

3. 放送機関への放送要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備、もしくは無線通信設備により通信ができない場合または通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達または警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定（資料編：資料第43、67、68）」等に基づき県を通じて要請する。

第3節 相談窓口の設置及び実施体制

町民の相談窓口は、総務班とする。町民等からの問合せに対応するため、必要に応じて電話、FAX、相談職員の配置を行う。被災者等の問合せに対しては災害対策本部職員及びボランティア等が対応にあたるものとし、総務企画課長が体制を指示する。

第4節 被災者要望の把握

町は復旧対策に町民の意見を反映させるため、被災者要望の把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、町民代表、ボランティア等との連携により、被災者要望を集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置される場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、被災者要望の把握に努める。

第5節 対策への反映

本部事務局は、各部班が集めた被災者要望の情報を一元的にとりまとめ、復旧対策に反映させる。また、被災者の要望をうけて復旧対策へ反映させた事項等は広報等を通じて周知に努める。

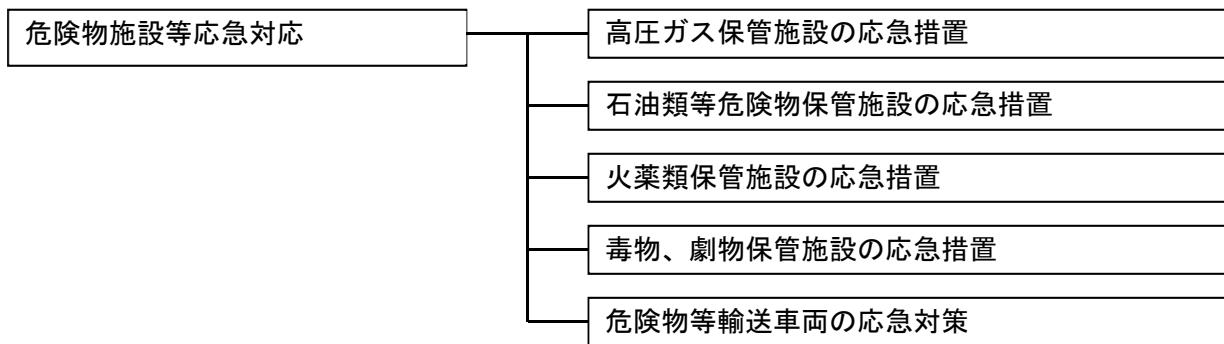
第10章 危険物施設応急対応

実施体制〔本部事務局、総務班、消防班、県、警察署、消防本部、海上保安本部、日本貨物鉄道(株)〕

危険物並びに毒物及び劇物等の施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより地域住民に対しても、大きな被害を与える恐れがある。

町は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導する。

<施策の体系>



第1節 高圧ガス保管施設の応急措置

1. 県及び町

県及び町が実施する高圧ガス保管施設の応急措置対策は以下の通りとする。

- (ア) 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- (イ) 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取り扱いの制限等の緊急措置を行う。
- (ウ) 連絡通報体制の早期確立を図る。

2. 消防本部

消防本部が行う高圧ガス保管施設の応急措置対策は以下の通りとする。

- (ア) 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。
- (イ) 関係機関との情報連絡を行う。

第2節 石油類等危険物保管施設の応急措置

町及び消防本部は、危険物取り扱い者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置。
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策。
- (ウ) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定。
- (エ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動。

第3節 火薬類保管施設の応急措置

1. 県及び町

県及び町は延焼等により被害が拡大する恐れのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

- (ア) 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。
- (イ) 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消防施設等の強化を指示する。

第4節 毒物、劇物保管施設の応急措置

1. 県及び町

県及び町は次の各項の実施について指導する。

- (ア) 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置。
- (イ) 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置。
- (ウ) 発災時における保健所、警察署または消防本部に対しての連絡通報。

2. 町教育委員会

町教育委員会は発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- (ア) 発災時の任務分担。
- (イ) 出火防止及び初期消火活動。
- (ウ) 危険物等の漏洩、流出等による危険防止。
- (エ) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止。
- (オ) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底。
- (カ) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等。
- (キ) 避難場所及び避難方法。

第5節 危険物等輸送車両の応急対策

1. 消防本部

消防本部は事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

また、必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止または使用制限の緊急措置命令を発する。

2. 警察署

警察署は輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

3. 海上保安本部

海上保安部は関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。

- (ア) 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置。
- (イ) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策。
- (ウ) 港内における危険物搭載船舶には、必要に応じた移動命令、または航行の制限、もしくは禁止。
- (エ) 港長公示第51-2（昭和51年9月20日）に基づく下記事項に関する規制の強化。
- (オ) 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の航泊の禁止。

4. 日本貨物鉄道(株)

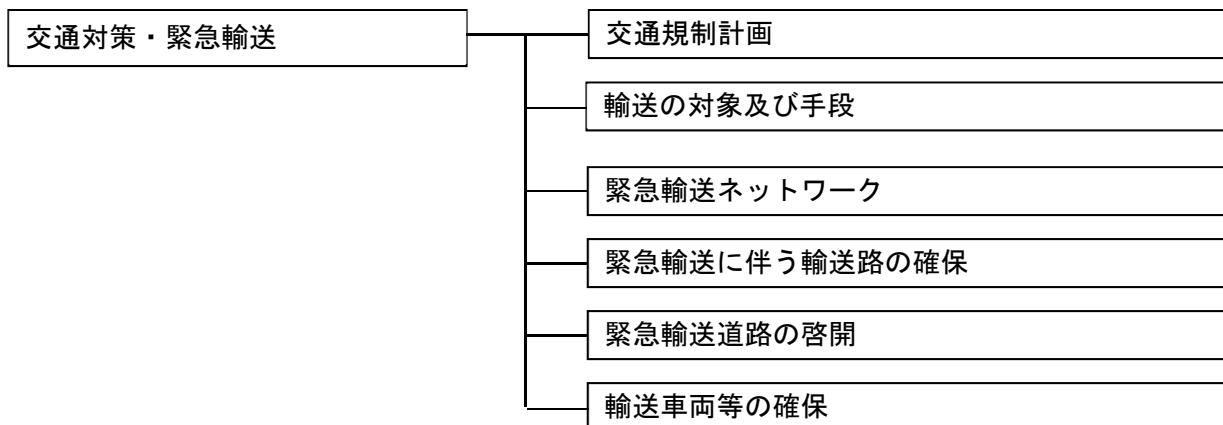
危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道(株)における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

第11章 交通対策・緊急輸送

実施体制 [総務班、土木・環境班、公安委員会、警察署、消防本部、自衛隊]

被害者の救援、救護活動、緊急物資の輸送のため、道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定する。発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるため、町は県、警察と協力して交通秩序の維持及び迅速な緊急輸送ネットワークの構築を行う。

<施策の体系>



第1節 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、**並びに**緊急交通路を確保するため、交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域または道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

1. 公安委員会の交通規制

- (ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (イ) 公安委員会は、県内または隣接・近接都県の地域に係る災害が発生またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止または制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

2. 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条または第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

3. 警察官の交通規制等

- (ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険または交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条または第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等(前記1.(イ)により通行を禁止または制限されている道路の区間、または区域をいう。以下同じ。)において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合警察官の命令に従わない場合や、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる(災害対策基本法第76条の3)。

4. 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- (ア) 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記3.(イ)の職務の執行について行うことができる。
- (イ) 自衛官等は、前項の命令をし、または措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

5. 交通規制の指針(警察本部)

- (ア) 交通規制の対象となる道路は、主として県地域防災計画に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)」の中から選定する。
- (イ) 公安委員会の緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- (ウ) 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止または制限を行う。
- (エ) 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- (オ) 直下型地震に対する交通規制計画
南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。
・南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画
- (カ) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法、もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、または現場における警察官の指示等により行う。

6. 町の交通規制(総務班)

町長は、道路法第46条の規定により、町道の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限する。

道路管理者は、交通規制を行ったときは、その状況を下記の方法で周知徹底に努めるとともに、一般交通の確保を図る。

- (ア) 規制道路への道路標識等の措置
- (イ) 関係機関への連絡
- (ウ) 町民に対する広報
- (エ) う回路等の指示

7. 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 車両の運転者

- 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
- (ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 車両による避難の原則禁止

震災発生時は、迅速な避難や緊急車両等の通行の妨げになるため、避難時は車両を原則使用しない。

(3) 通行禁止区域等

通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと。

(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両ができる限り道路の左端に寄せて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第2節 輸送の対象及び手段

輸送の対象としては次の事項が掲げられるが、輸送手段として乗用車、バス、トラック、船舶、航空機（ヘリコプター）及び鉄道を実情に合わせて効率的に使用する。

(ア) 被災者の避難のための輸送

(イ) 傷病人の収容のための輸送

(ウ) 従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送

(エ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送

(オ) 救護用資機材及び災害応急対策要員のための輸送

(カ) 飲料水の供給のための輸送

(キ) 食糧の供給のための輸送

(ク) 死体の搬送

(ケ) 生活必需品の供給のための輸送

(コ) 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

第3節 緊急輸送ネットワーク

県は、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設や輸送拠点としての卸売市場を指定し、これらを陸海空の連携する緊急輸送ネットワークとして定めている。（資料編：資料第44を参照のこと）

(ア) 機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

(イ) 当町に関連する緊急輸送道路等は（資料編：資料第44のとおりである）

第4節 緊急輸送に伴う輸送路の確保

大地震等による広域災害が発生した場合においては、まず、人命の救助を最優先に陸上における被害の拡大防止、避難及び救助、犯罪予防措置と、公共の安全と秩序の維持のために、警察が行う交通規制の対象道路と調節しつつ緊急輸送道路を確保する。

以下に示す道路を、町に関連する緊急輸送道路として確保する。

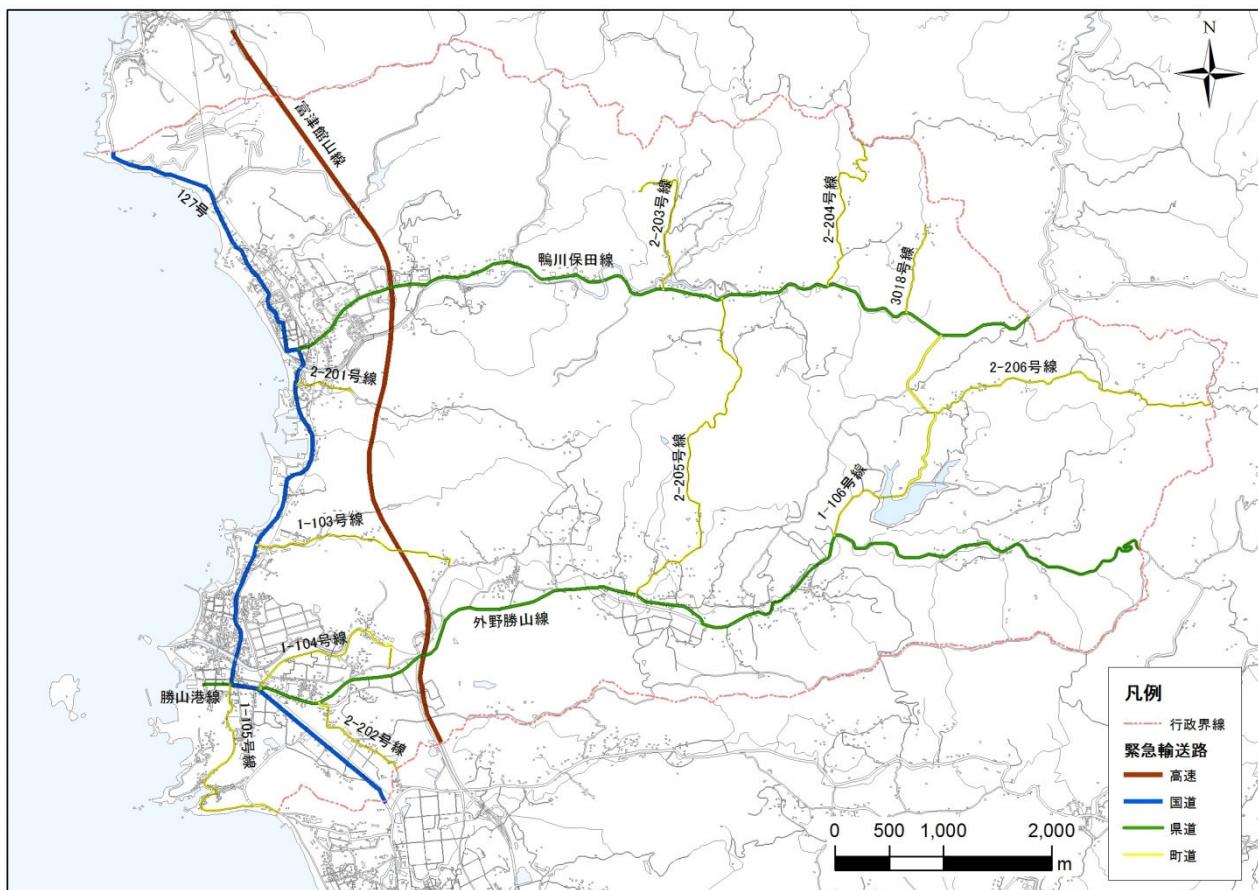


図 2.11.1 緊急輸送道路図

第5節 緊急輸送道路の啓開

1. 緊急輸送道路の啓開

震災時においては、災害応急対策活動に必要な人員、資機材及び救援・救助物資並びに被災者、避難者の緊急輸送が応急対策活動の根幹をなすことから、県で定めている緊急輸送ネットワーク路線及び町で定める緊急輸送道路について、優先的に啓開活動を実施する。

2. 放置車両等への対策

道路管理者または漁港管理者（以下、道路管理者等という）は、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ町民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

緊急車両の通行ルートを確保するためにやむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

第6節 輸送車両等の確保

1. 車両による輸送

調達順序は以下の順番とする。

(ア) 町所有車両（資料編：資料第45を参照のこと）

(イ) 営業用車両

(ウ) 一般自家用車両

交通規制のある場所の緊急車両の通行は各法令等に従い、これを認める。なお、自衛隊車両については、状況により適宜に要請する。

2. 緊急通行車両等について

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

(ア) 車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

(イ) 前記の確認したときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(エ) この届け出に関する事務手続は、知事においては、防災危機管理部危機管理課長または地域振興事務所長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長または警察署長に行う。

(2) 緊急通行車両等の事前届け出について

(ア) 事前届け出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

(イ) 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届け出済証が申請者に交付される。

(ウ) 災害発生時に、事前届け出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届け出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

(エ) （資料編：資料第46 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨）

(オ) （資料編：資料第47 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等）

3. 航空機（ヘリコプター）による輸送

ヘリコプターは震災時において、道路交通の機能が制約される中で、災害対策要員や負傷者等の救急搬送、医薬品の搬送、救援物資の搬送など機動力のある緊急輸送手段として活用する。

また、地上からの被害状況の把握が困難な場合における情報収集への活用を検討する。

災害の状況により、空中輸送を必要とするときの発着場は資料編：資料第48のとおりとする。

4. 鉄道による輸送

災害の状況により、東日本旅客鉄道株館山駅長に鉄道輸送を依頼する。

5. 船舶等による輸送

災害の状況により、関係機関に船舶輸送を依頼する。

町内の輸送拠点は保田漁港・勝山漁港・岩井袋漁港・採石積出港とし、これにより難い場合は、緊急輸送ネットワークで定める港湾等を利用する。

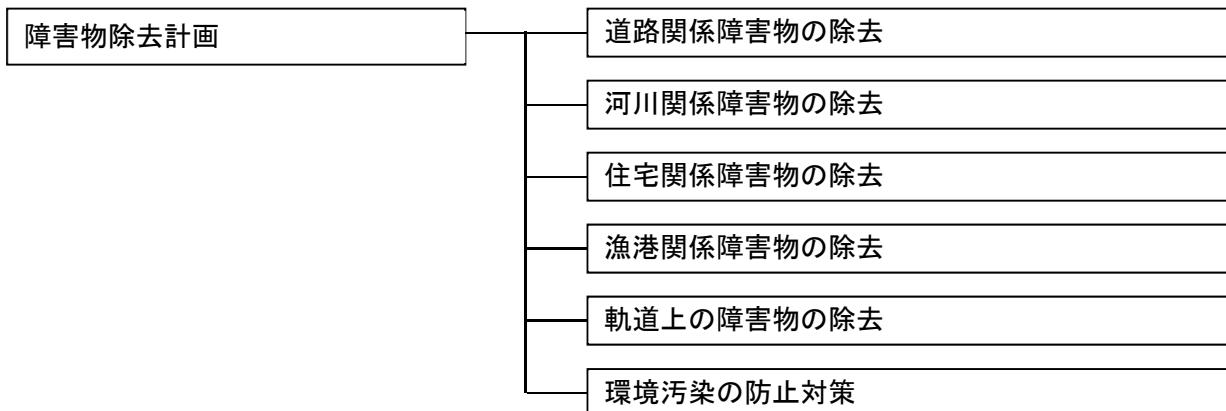
第12章 障害物除去計画

実施体制〔農林水産班、土木・環境班、東日本旅客鉄道(株)〕

地震発生時には、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒・落下、破堤による浸水を始め多数の施設等が甚大な被害を受け、大量の障害物が発生する。

そのため、人命の救助・救出、消火を最優先に円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びにり災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう障害物の除去を行う。

<施策の体系>



第1節 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は死体等の特殊なものを除き、町が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

第2節 河川関係障害物の除去

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

障害物の除去は河川管理者が行う。但し、災害の規模・障害の内容により、関係機関との密接な連絡により、協力して行う。

第3節 住宅関係障害物の除去

町は、災害救助法の適用いかんによらず災害によって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

1. 町と県の分担

町は、救助対象世帯を調査・選定し、県に報告するとともに、障害物の除去を実施する。

2. 障害物の除去の対象となる者

- (ア) 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等）。
- (イ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、または敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態にある場合であること。
- (ウ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とはならない）。

- (エ) 半壊または床上浸水したものであること(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とはならない)。
- (オ) 原則として、法の適用にかかわらず災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

3. 障害物の除去の方法

(1) 救助対象世帯の調査・選定

- (ア) 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況(被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、町民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況等を調査する。
- (イ) 上記調査の結果に基づき、前記2.の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。
- (ウ) 救助対象世帯数が、基準対象数の範囲内(被災世帯の15%)にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを県と協議する。

(2) 除去作業の実施

知事に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、障害物の除去作業を実施する。
町が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路上や公園等に一時集積する。

(3) 帳票の整備

障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去支出関係証拠書類

4. 障害物の除去の対象数（一般基準）

障害物の除去を行い得る対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができる。

5. 対象数の引上げ（特別基準）

町における被害の程度、深刻さ、地域住民の経済的能力等により、画一的に取り扱うことが応急救助の実施上不合理な場合は、例外的措置として、障害物除去の期間内(災害発生の日から10日以内)に、下記の事項を申請し、知事の承認を得て、障害物の除去世帯数の限度を引上げることができる。

- (ア) 対象数の引上げ数及び総数並びに半壊、床上浸水世帯数合計との割合
- (イ) 障害物除去対象者名簿
- (ウ) その他必要な事項
- (エ) なお、この除去世帯数の限度の引上げは、市町村相互間において除去世帯数の融通の措置をした上で最小限度必要とする世帯数に限られる。

6. 国庫負担の対象となる費用の限度

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費、人夫賃等とし、一世帯当たり137,900円以内（災害救助法令和3年度基準）であれば、世帯によってその費用が限度額を超えることがあっても、一世帯当たりの平均金額が限度内であれば差し支えない（プール計算）。

なお、市町村相互間の融通は認められない。

7. 障害物の除去の実施期間（一般基準）

障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

8. 期間の延長（特別基準）

特殊な事情により10日の期間内に除去を完了できない場合は、例外的措置として、除去の期間内（災害発生の日から10日以内）に下記の事項を申請し、知事の承認を得て、期間を延長することができる。

- (ア) 期間の延長（必要最小限度の期間とする）
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと）
- (エ) その他（期間の延長を要する世帯数等）

第4節 漁港関係障害物の除去

漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

第5節 軌道上の障害物の除去

東日本旅客鉄道㈱は軌道の機能を確保するため、障害物を除去する。但し、災害の規模、障害の内容により、町及び関係機関と連絡を取り協力して障害物の除去を行う。

第6節 環境汚染の防止対策

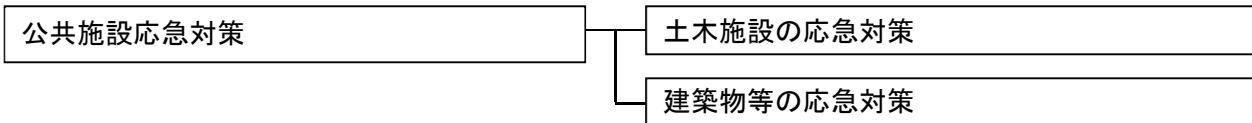
倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。町は必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について、町民や障害物除去従事者に対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第13章 公共施設応急対策

実施体制〔財政班、文教班、農林水産班、土木・環境班、鋸南病院〕

災害への速やかな応急・復旧対策を可能とするためには、いち早く拠点となるべき公共施設の機能回復を図らねばならない。さらに二次災害等を防止するために国土保全施設等の応急診断や復旧活動を迅速に遂行するための計画が必要となる。

<施策の体系>



第1節 土木施設の応急対策

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講じる。

1. 道路・橋りょう

地震が発生した場合、土木班は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは、う回道路の選定など、通行者の安全策を講じるとともに看板等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手する。

(1) 災害時の応急措置

町のとるべき応急措置は次のとおりである。

表 2.13.1 災害時の応急措置

機関名	応急措置
町	<ol style="list-style-type: none"> 町の区域内の道路が被害を受けた場合は、速やかに県(災害対策本部)に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める 被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講じる 上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等地域住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する

(2) 応急・復旧対策

道路・橋りょうについての、町の応急復旧対策は次のとおりである。

表 2.13.2 道路・橋りょうの応急復旧対策

機関名	応急復旧対策
町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う ・道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める ・工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講じる

(3) 復旧対策

町は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

2. 河川

地震等により河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

表 2.13.3 河川の応急復旧対策

機関名	応急復旧対策
町	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する

3. 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、またはその恐れがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4. 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、またはその恐れがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

5. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、またはその恐れのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2節 建築物等の応急対策

1. 応急対策指導等

町は、各公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるよう、以下のような措置を講じるよう指導する。

- (ア) 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- (イ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (ウ) 避難所になった場合は、火災予防について十分な措置をとる。
- (エ) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (オ) 被害状況を県担当部局に報告する。
- (カ) 町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

2. 社会福祉施設等

高齢者、障害者（児）、児童等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用または滞在する社会福祉施設等においては、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

- (ア) 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- (イ) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講じる。
- (ウ) 自主的な災害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- (エ) 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

3. 町営住宅

町営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講じる。緊急の場合、居住者は町へ通報する。なお、町営住宅の応急修理等は、町が行う。

4. 学校施設

(1) 応急対策

- (ア) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- (イ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (ウ) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- (エ) 学校の応急修理は、迅速に実施する。
- (オ) 施設の被災の程度及び復旧の見込みにより、応急教育の実施に影響を与えるので、文教班及び各学校の責任者は協議の上で、応急対策を実施する。

(2) 復旧計画

公立学校の施設が地震、火災等で被害を受けた場合には、町教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に校長及び県教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。

また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中止がないよう努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合は、町教育委員会は県教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

5. 病院施設等

入院患者、疾病者、高齢者、障害者（児）等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用または滞在する病院施設等においては、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

- (ア) 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- (イ) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講じる。
- (ウ) 自主的な災害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- (エ) 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

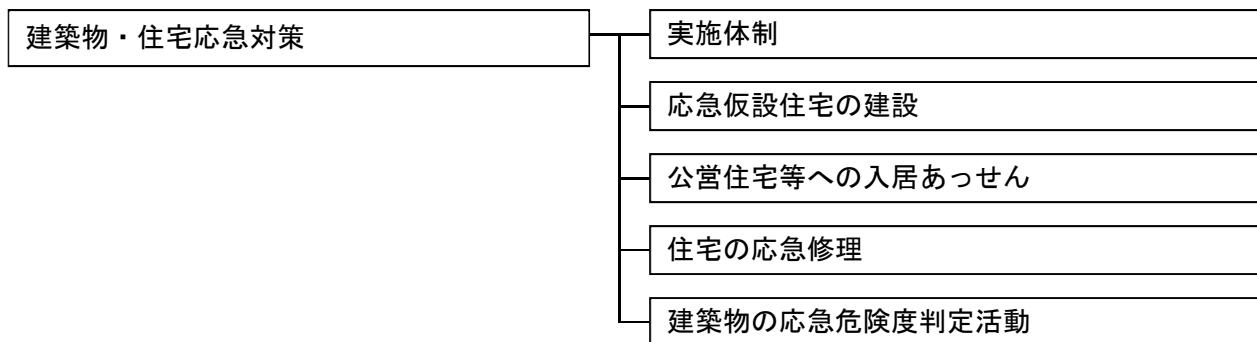
第14章 建築物・住宅応急対策

実施体制〔調査班、土木・環境班〕

大地震の発生は、住宅の倒壊や焼失により多数の地域住民が住居を失う恐れがあり、さらに多くの町民がライフライン途絶の長期化による生活支障のため自宅での居住が困難となる。

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。このための住宅の応急供給に関わる計画の立案には正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わねばならず、棟単位ではなく被災戸数（世帯）の調査が必要である。

＜施策の体系＞



第1節 実施体制

応急仮設住宅の建設は、広域的な調整を行う必要から県が行うが、町は県と十分連携し、調整を図るよう努める。

- (ア) 応急仮設住宅の建設は、知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合または知事による実施のいとまがない時は、知事の補助機関として町長が行う。
- (イ) 町限りで実施不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 土木班は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行う。

第2節 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は知事が行い、災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

1. 建設場所

あらかじめ**土木・環境班**の指定した場所とする。

2. 設置戸数

土木・環境班の調査した町内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、被害の程度、町民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、この限りではない。

3. 建設住宅の型式、規模及び費用

- (ア) 建設住宅は平屋建てとし、必要に応じこれと同程度の長屋建とする。
- (イ) 設置に要する費用は、1戸当たり5,714,000円以内（災害救助法令和3年度基準）を平均基準とする。

4. 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

5. 管理及び処分

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に町に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者等

応急仮設住宅の供与期間は2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかるわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

6. 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

第3節 公営住宅等への入居あっせん

町営住宅等に空き室がある場合には、これら空き室に対する入居あっせんを行うこととし、また、県との協力により、近隣市町村に対しても公営住宅の空き室状況を確認の上、被災者の入居あっせんを行う。

第4節 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半壊または半焼し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

1. 実施機関

- (ア) 被災した住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市町村の長が行い、救助実施市町村以外の市町村の長は知事を補助するものとする。
- (イ) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生町の長が行うこととができる。
- (ウ) 町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 修理基準

修理基準等は、災害救助法の定めに準ずる。その概要是次のとおりである。

(1) 修理戸数

町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(2) 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最低限度の部分に対し現物をもって行うこととし、1世帯当たりの修理に要する費用は次の通りとする。（災害救助法令和3年度基準）

- ① 大規模半壊または半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 : 595,000円以内
- ② 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 : 300,000円以内

(3) 実施期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完了させる。

第5節 建築物の応急危険度判定活動

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から町民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

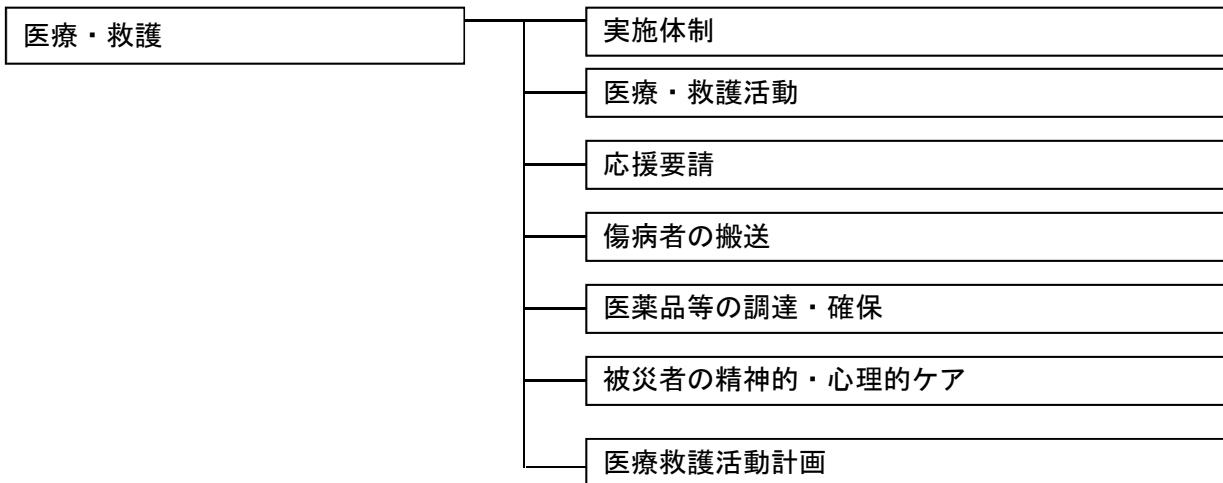
なお、被災状況に応じ国、県及び町とで協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う。

第15章 医療・救護

実施体制〔消防班、調達班、保健衛生班、県、鋸南病院〕

災害のため医療機関が混乱し、町民が医療及び助産の処置を受けられないときは、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図る。

<施策の体系>



第1節 実施体制

1. 実施機関

災害時における医療・救護は、町が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたときまたは知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

町のみで処理不可能な場合は、地元医療機関へ協力を要請し、また、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

県は県庁に災害医療本部を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整を行う等、別に設置する合同救護本部、町の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

災害拠点病院は、発災時に重症患者の受け入れや広域搬送への対応、DMAT の受け入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

2. 実施方法

町長は、鋸南国民健康保険鋸南病院において救護班を編成するとともに、救護所を設置し、必要に応じて安房医師会、**日本赤十字社千葉県支部地区分区長**に応援出動を依頼して救護活動を行う。

また、津波被害等において鋸南病院の機能が喪失した場合は、「道の駅保田小学校」に代替機能を持たせ救護活動を実施する。

第2節 医療・救護活動

1. 既入院患者の安全確保

大規模災害発生時には、既入院患者の安全、特に重傷者や高齢者の状態を確認の上、必要に応じて安全な場所への避難を実施する。

2. 地元開業医等への連絡調整

大規模災害にあっては、医療機関への負傷者の集中を防ぎ、かつ、円滑な治療の実施を可能にするため、地元開業医に協力してもらい救護所の設置も行う。町内の医療機関については、**資料編：資料第34**のとおりである。

3. 救護班の派遣

災害により診療機能が麻痺している地域に対しては、迅速に救護班を派遣し、被災現場における応急治療を行う。

(1) 救護班出動の要請

- (ア) 町長は、必要に応じて、鋸南国民健康保険鋸南病院の救護班に出動を命じ、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。
- (イ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況に応じ、関係機関で協議の上、統一を図る。

(2) 支援の受け入れ及び他地域への応援

- (ア) 町長は、協定等に基づく他市町村からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受け入れ及び保健所への派遣等を行う。
- (イ) 保健所長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。
- (ウ) 被災地以外の保健所長は、被災地の保健所への人員・物資等の応援を行う。

(3) 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 軽傷患者等に対する医療
- (エ) 避難所等での医療
- (オ) 助産救護

(4) 救護所の設置

救護所は町長または知事が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

(5) 避難所救護センターの設置

- (ア) 被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるとき、町は県との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
- (イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等も加え、きめ細かな対応を図る。
- (ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。
- (エ) 避難所救護センターの業務は保健所長が統括する。

4. 県との連携

県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

5. 後方医療施設

町長は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を確保し、後方医療施設として鋸南病院を必要に応じて指定する。

6. 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

第3節 応援要請

1. 県及び周辺自治体への要請

町長は、必要に応じて、鋸南病院等の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

2. DMATの派遣要請

知事は、必要に応じて、DMAT の派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

3. 近隣都県への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

第4節 傷病者の搬送

1. 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

(ア) 消防班は、保健衛生班、関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

(イ) 重傷者などの場合は必要に応じて、県に対してヘリコプターでの搬送を要請する。また、自衛隊に対する手配を知事に依頼する。

(3) 傷病者の後方医療施設への搬送

(ア) 救護班が保有している自動車が使用可能な場合は保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。

(イ) なお、救護班の出動及び活動のための車両等は、第12章「緊急輸送」に定める車両等による。

(ウ) 傷病者搬送の要請を受けた県、他市町村及びその他関係機関は、定めた搬送順位に基づき、町が収容先医療機関の受け入れ体制を充分確認した上で搬送する。

(エ) なお、原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

第5節 医薬品等の調達・確保

1. 医薬品、医療資機材の確保

町は、医薬品等の整備確保に努める。

町は県に医薬品等の調達を要請することができる。

第6節 被災者の精神的・心理的ケア

被災者のストレスの原因としては、環境適応不全や将来展望不安によるものが多い。

また、その程度は時間の経過・復興の状況とともに変化するものと考えられる。

救護班は、被災者の精神的・心理的ケアに対しての相談窓口を各避難所を開設する。

第7節 医療救護活動計画

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、町民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期する。

1. 医療救護

(県防災危機管理部、健康福祉部、病院局)

(1) 情報の収集・提供

知事は、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの構築を図る。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所、救護所の設置状況
- (エ) 医薬品等医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

(2) 医療救護活動

① 実施機関

(ア) 医療救護は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたときまたは知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

(イ) 当該町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) アにより町長が行う場合は、当該町地域防災計画の定めるところにより実施する。

(エ) ア及びイにより知事が行う場合は、次により実施する。

- 県が組織する救護班
- 日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- 国立病院等で組織する救護班

② 救護班出動の要請

- (ア) 町長は、必要に応じて町立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。
- (イ) 知事は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長、県歯科医師会長にそれぞれ救護班の出動を要請し、関東信越地方医務局長（国立病院）その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講じる。
- (ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図る。

③ 近隣都県市への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受け入れ等を要請する。

④ 支援の受け入れ及び他地域への応援

- (ア) 町は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受け入れ及び保健所への派遣等を行う。
- (イ) 保健所長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。
- (ウ) 被災地以外の保健所長は、被災地の保健所への人員・物資等の応援を行う。

⑤ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 軽症患者等に対する医療
- (エ) 避難所等での医療
- (オ) 助産救護

⑥ 救護所の設置

救護所は町長が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

⑦ 避難所救護センターの設置

- (ア) **知事**は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、町との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
- (イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等も加え、きめ細やかな対応を図る。
- (ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。
- (エ) 避難所救護センターの業務は各保健所長が統括する。

⑧ 後方医療施設の確保

知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保する。

(ア) 災害拠点病院

- 安房地区では、二次保健医療圏（災害時における広域的な地域医療の拠点）として2箇所の災害拠点病院（安房地域医療センター：館山市、亀田総合病院：鴨川市）を確保している。
- 灾害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、**必要な施設を運用する**。

注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。

(イ) 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たす。また、すべての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

(ウ) 災害医療協力病院等

上記ア及びイのほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

⑨ 地域保健医療救護拠点

(ア) 町は、二次保健医療圏に1箇所程度、保健所等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。

(イ) 保健所は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。

⑩ 医薬品等の調達

(ア) 医薬品、医療資器材の確保

- 町は、医薬品等の整備確保に努める。
- **県**は、町から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点(各保健所等)に備蓄しているもののほか、千葉県薬剤師会等との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。
- **県**は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

(イ) 血液製剤の確保

- 血液製剤が不足した医療機関は**千葉県赤十字**血液センターに供給を要請する。
- 県内での**血液製剤**の供給が不足する場合、**千葉県赤十字**血液センターは、日本赤十字社に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に供給を要請する

⑪ DMAT(災害派遣医療チーム)の活動

(ア) 県においては災害医療本部を、**町**においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、安房健康福祉センター(保健所)等の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、**また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て**、災害医療本部の活動を統括する。

(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、**また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て**、合同救護本部の活動を統括する。

(エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

(オ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

(カ) 安房健康福祉センター(保健所)所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

⑫ 傷病者の搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を町長または知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町が防災関係機関との連携のもとに実施する。

⑬ 地域医療体制への支援

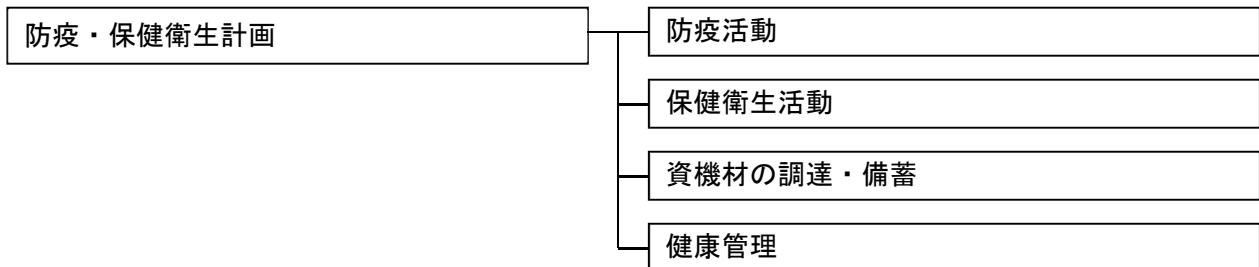
町または県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、**町**救護本部または合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

医療救護活動の体系図は(資料編:資料第49を参照のこと)

第16章 防疫・保健衛生計画

実施体制〔調達班、保健衛生班、県〕

<施策の体系>



第1節 防疫活動

災害地域の防疫対策を伝染病予防法に基づき迅速に行い、伝染病の流行及び食中毒の発生、伝染病の流行蔓延等を未然に防止する。

1. 実施機関

防疫は、町が実施する。

町が行う防疫業務が実施不可能か実施不十分と知事が認めた場合は、伝染病予防法第27条及び予防接種法第25条の規定により、知事が代執行を行う。

2. 実施担当班

保健衛生班は、災害地域の防疫措置を迅速に実施し、伝染病、食中毒等の発生を防止する。なお、災害の状況に応じて、保健所等に出動を要請し、協力を得て防疫活動に万全を期する。

3. 実施方法

- (ア) 災害地における防疫は、伝染病の発生を予防する上からも急務のことであり、直ちに防疫にあたる。また、パンフレット等の配布により、防疫対策の周知に努める。
- (イ) 被災地及び避難場所における伝染病患者、または保菌者の早期発見に努めるとともに、隔離、収容、その他の予防措置を行う。
- (ウ) 伝染病予防のため、必要に応じて被災地及び避難場所の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行う。
- (エ) 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導、または指示を行う。また、町内業者と協定を結び、機器の整備も含め、対応する。
- (オ) 浸水家屋の消毒、汚物の消毒、井戸水の消毒について十分注意すること。
- (カ) 伝染病患者が発生した場合、伝染病隔離病棟等に収容する。
- (キ) 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。
- (ク) 常に防疫情報の収集に努め、医療、器具、医薬品等防疫資材の確保に努める。
- (ケ) 地区住民の社会不安の防止を図るために、広報活動の強化に努める。

4. 器材及び車両

(1) 噴霧器

大規模災害を想定し、町内業者と協定を結び、応援体制を整える。また、器材の一括保管に努める。

(2) 車両

車両は、原則的には、町有車両を利用する。

5. 防疫用薬剤等の調達

防疫用薬剤は、町内の薬剤取り扱い業者から、緊急調達するとともに、県に対し、薬剤・器具等の調達、あっせんを要請する。

第2節 保健衛生活動

1. 保健

町及び保健所は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわることのないよう、次のとおり保健対策を講じる。

- (ア) **安房医師会**等との連携のもとに保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- (イ) 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- (ウ) 食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

2. 飲料水の安全確保

保健所は、地震の影響等により飲料水の汚染等の恐れがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確認するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3. 要配慮者の健康状態等の把握

町は、災害発生時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、**安房**健康福祉センター（保健所）と要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

4. 避難所等巡回による被災者の健康管理

町は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し、要配慮者に対する支援及び調整を行う。

安房健康福祉センター（保健所）は保健活動チームを編成し、町が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

5. 二次健康被害の予防

町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

6. 活動体制の整備

町は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記3から4を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立て、必要な支援を**安房**健康福祉センター（保健所）に報告する。

安房健康福祉センター（保健所）は、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、町の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

第3節 資機材の調達・備蓄

1. 必要な資機材

防疫及び保健衛生用機材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

2. 輸送方法

人員、資機材の輸送は、町有車両を利用する。

第4節 健康管理

被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を町の保健師等によって行う。

1. 保健師班の編成

保健衛生班は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

2. 保健師班の活動内容

- (ア) 避難所における健康相談
- (イ) 地域における巡回健康相談
- (ウ) その他必要な保健活動

3. 県・市町村等からの応援保健師の受け入れ

町は、県、近隣市町村等との応援協定に基づき、必要に応じて保健師の派遣を要請する。それに伴い、要請・受け入れシステム、保健師等の搬送体制の確立及び活動拠点の確保を図る。

4. 連絡調整

保健師班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、救助部長が定める者が行う。

第17章 飲料水、食糧、生活関連物資の供給

実施体制〔総務班、厚生班、調達班、文教班、避難所班、水道班〕

地震発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶などにより多くの避難者が避難場所に避難してくる。これらの避難者に対して、早急に飲料水、食糧、生活関連物資の供給を行う。

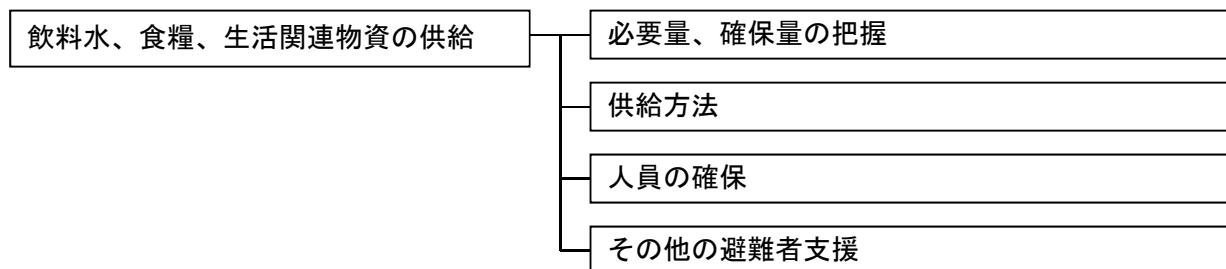
町は県に対し、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、県に対し物資の支援要請を行う余力がない場合にも県からの「プッシュ型」支援により最低限確保される。

プッシュ型支援等による物資は、事前に定めた町内各地の配布場所に集約して、物資供給に地域較差が発生しないような体制を構築する。

物資の配分と供給は、行政区による被害状況・被災地ニーズの情報収集等を活用し、迅速かつ効果的に実施する。

<施策の体系>



第1節 必要量、確保量の把握

飲料水、食糧、生活関連物資の供給に当たっては、避難者の人数を把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との調整を行う。

1. 飲料水の給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最低一人1日3Lとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

2. 食糧供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）

(1) 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

① 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

② 限度額

①の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。

(2) 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

3. 生活必需品等供給の基準（災害救助法適用の有無にかかわらず）

(1) 夏期（4月から9月まで）

表 2.17.1 生活必需品等供給基準(夏季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又流失した世帯	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
半焼、半壊又床上浸水した世帯	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600

(2) 冬期 (10月から翌年3月まで)

表 2.17.2 生活必需品等供給基準(冬季) (災害救助法令和3年度基準)

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又流失した世帯	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400
半焼、半壊又床上浸水した世帯	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

第2節 供給方法

町は、大規模災害時においては、調達先から避難所等への直送が困難な物資について、物資集積拠点を開設して一元管理等を行う。また、小規模・局地的な災害時においては、避難所等で分散管理を行う方式も検討する。

外部からの支援物資等の夜間受け入れ体制を構築する。この際、受け入れ作業を担当する職員の負担を考慮して、業務ローテーション等の措置を講じる。

1. 給水方法

(1) 実施機関

- (ア) 給水は災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- (イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 水道業者への応援要請については「水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

(2) 浄水・給水場等での拠点給水

町民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- (ア) 避難場所等への応急給水は、町が実施する。町のみでは実施不可能な場合は水道局等の水道事業体へ応援要請を行う。
- (イ) 重要施設である医療施設、福祉施設及び救護所等への給水について、**施設等**から要請があつた場合は、**県**と協力して、他に優先して給水車等によりこれを行う。

(4) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

① 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

② 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間をする断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

(5) 水の缶詰による応急給水

水の缶詰は、町からの緊急要請に基づき、県が必要に応じて配布する。

2. 食糧の供給

(1) 実施機関

- (ア) 食糧の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- (イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 調達方法

- (ア) 米穀の調達は、町長が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に申請し、知事は災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉支局長（以下「支局長」という）に通知する。支局長は、卸売業者に対して手持ち精米を知事または知事の指定する者に売却を指示する。ただし、災害が広範囲にわたり被害が多いときは、知事（農林部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。
- (イ) 乾パンについては、備蓄倉庫より知事の指定する場所まで政府運送の上、支局長より売却を受け調達する。ただし、備蓄数量に不足を生じたときは自衛隊備蓄（表2.17.3 自衛隊駐屯部隊一覧表）分より支局長が管理換えを受けて前項と同様調達する。
- (ウ) 米飯缶詰については、イの乾パンの取り扱いに準じて行う。
- (エ) (ア)、(イ)、(ウ)による食糧の受渡し系統図は、図2.17.1、図2.17.2及び図2.17.3のとおりとする。

(3) 炊出しその他のによる食品給与の方法

- (ア) 炊出しその他のによる食品の給与は、米穀、乾パンまたは一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- (イ) 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。
- (ウ) 炊出し給与のための調味料、副食等は町における関係業者から調達し、これを充てる。ただし、町において調達が不可能または必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(4) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

① 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額

(ア) の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内（**災害救助法令和3年度基準**）とする。

② 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故者等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

③ 政府米の調達

政府米の調達を要するときは、次により処理する。

(ア) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により支局長に要請するものとし、支局長は荷渡指図書（物品在庫数量が不明確なとき、または災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書）を発行、交付する。

(イ) 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続がとれないときは、町長は、関東農政局千葉支局長（支局長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する農林水産省指定倉庫の保管指導担当者である千葉支局職員（以下「支局長等」という）に文書をもって要請するものとし、支局長等は、災害救助用緊急引渡指示書を発行、交付する。

(ウ) 受領

- ・知事は、(ア)により荷渡指図書（概数荷渡指図書を含む。）を受領する場合は、受領の証として荷渡指図書の下部欄外に記名押印する。
- ・町長は、(イ)により災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として指示書の下部欄外に記名押印する。
- ・知事及び町長の代理人が荷渡指図書並びに災害救助用引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出する。

(エ) 町長は、(イ)に定める支局長等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に文書により要請を直接行うことができる。

(オ) 知事及び町長は、(ア)、(イ)及び(エ)により農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実引取人をして災害救助用米穀受領書（災害救助用米穀緊急引渡指示書下部欄外の実引取人の受領印を含む。）を倉庫の責任者に提出する。

(カ) 倉庫の責任者は、(エ)により災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、支局長等に対し連絡がつき次第速やかに、災害救助用米穀緊急引渡報告書により報告を行う。

(キ) 上記による食糧の受渡し系統図は、図2.17.2及び図2.17.4のとおりとする。

(5) 食糧の受渡し系統図

① 卸売業者の手持精米を供給する場合

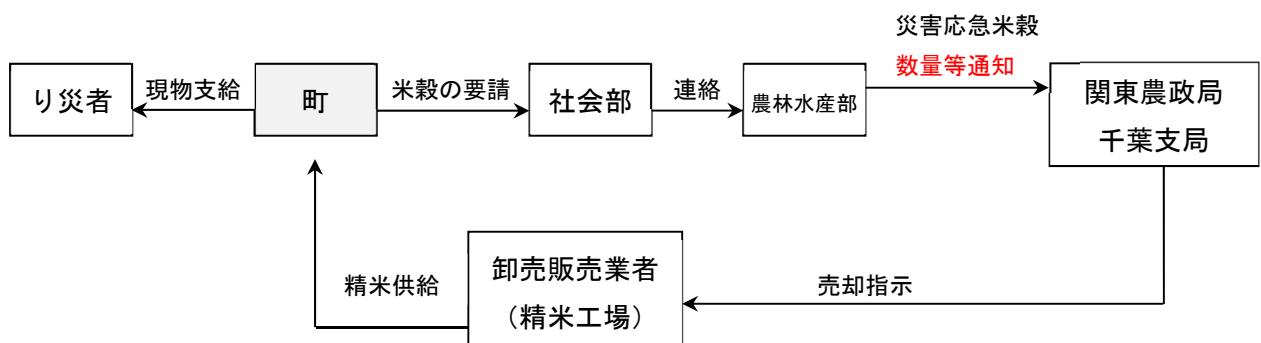


図2.17.1 食糧の受渡し系統図(手持精米を供給する場合)

② 知事（農林水産部）が直接売却を受け現物支給（社会部の指示により農林水産部）を行う場合
(被害程度が大きな場合)

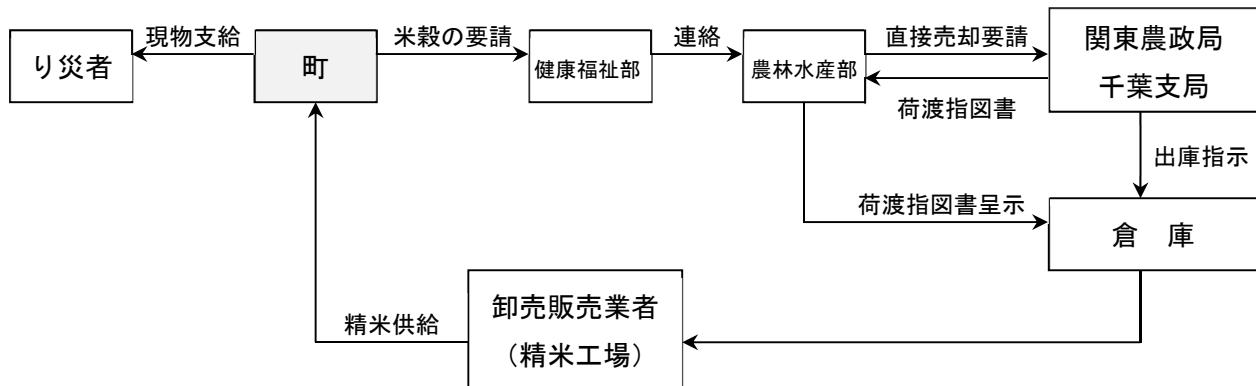


図 2.17.2 食糧の受渡し系統図(現物支給を行う場合)

③ 乾パンの場合

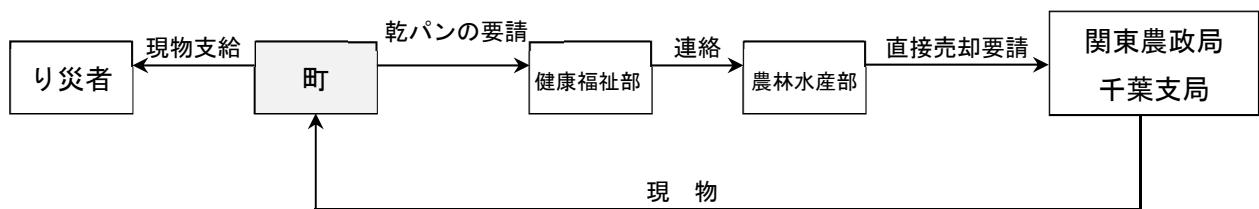


図 2.17.3 食糧の受渡し系統図(乾パンの場合)

④ 交通通信が途絶し孤立した場合の町の緊急措置による場合

(ア) 町が関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合

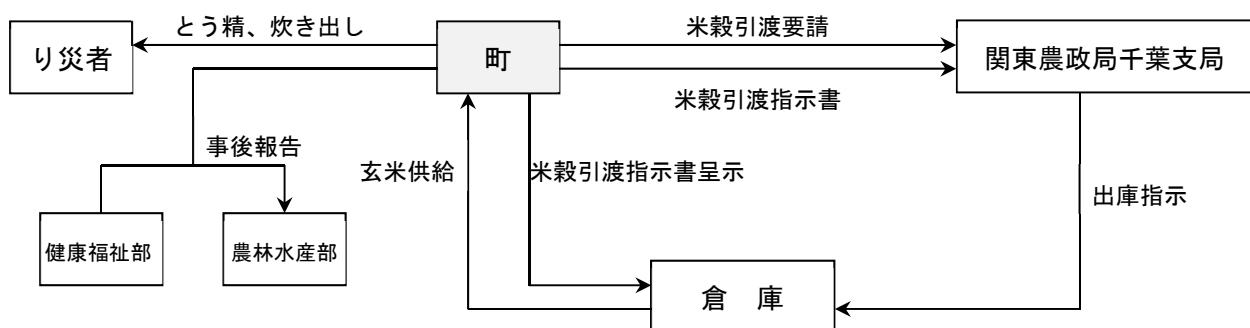


図 2.17.4 食糧の受渡し系統図 (関東農政局千葉支局に連絡がとれる場合)

(イ) 町が関東農政局千葉支局に連絡がとれない場合

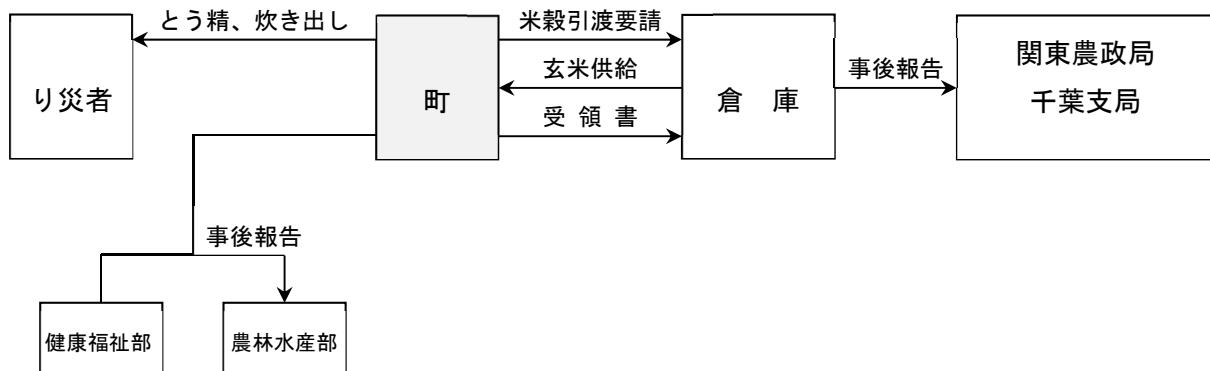


図 2.17.5 食糧の受渡し系統図（町が関東農政局千葉支局に連絡がとれない場合）

表 2.17.3 自衛隊駐屯部隊一覧表

駐屯部隊名	所在地	鉄道			TEL
		線名	駅名	駅～部隊(km)	
習志野	船橋市薬円台 3-20-1	総武	津田沼	5.2	0474(66)2141
下志津	千葉市若葉区若松町 902	〃	四街道	2.2	043(422)0221
木更津	木更津市岩根 1-4-1	内房	木更津	0.5	0438(41)1111
〃	木更津市吾妻地先	〃	〃	3.0	0438(23)3411
〃	木更津市江川無番地	〃	〃	1.5	0438(23)2361
館山航空基地	館山市宮城無番地	〃	館山	4.0	0470(22)3193
第44警戒隊	南房総市平塚字嶺岡西牧乙 2-564	外房	鴨川	16.0	0470(46)3001
松戸	松戸市五香六実 17	常磐	松戸	9.0	047(387)2171
下総航空基地	柏市藤ヶ谷 1641	〃	〃	16.0	0471(91)2321

3. 生活関連物資の配布

(1) 実施機関

- (ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。
- (イ) 町は、町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

(ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(ウ) **要配慮者**

(3) 生活必需品等の内容

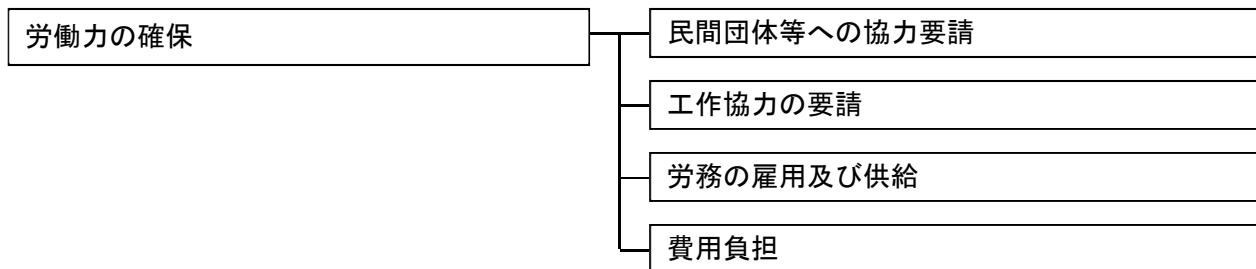
寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

第3節 人員の確保

労働力の確保は「第2編 第2部 第22章 労働力の確保」に基づき次の通りとする。

労力の不足を補い、救助作業の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保をする。

<施策の体系>



1. 民間団体等への協力要請

(1) 協力要請団体

町長が協力を要請する公共的団体等及び民間協力団体は、以下のとおりである。

① 公共的団体

安房医師会、鋸南町社会福祉協議会、交通安全協会、防犯協会、商工会、建設業協会、上水道指定工事店、米穀小売商組合、プロパンガス組合、石油商業組合等

② その他の団体

行政区、各事業所の自衛消防隊、各種婦人会、鋸南町赤十字奉仕団、(株)セブン-イレブン・ジャパン等

(2) 協力活動

民間団体が協力する活動内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された被災者の世話

(イ) 給食、炊出し

(ウ) 救助物資等の配給

(エ) 飲料水の供給

(オ) 防疫及び消毒作業

(カ) その他応急対策

2. 工作協力の要請

(1) 工作協力

町は、災害時において必要があると認めた場合は、町内の建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

(2) 工作活動

- (ア) 障害物の除去
- (イ) 公共土木施設の応急復旧
- (ウ) 水防活動
- (エ) その他応急対策活動

3. 労務の雇用及び供給

(1) 雇用方法

- (ア) 町は、職員及び民間団体の協力によっても人員が不足し、または特殊作業のための労力が必要なときは、各班の要請に基づき労務者等を雇用する。
- (イ) 労働者の求人は公共職業安定所に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。
- (ウ) 求人を受理した公共職業安定所は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。
- (エ) 該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所に対する依頼を含め、求職開拓を行う。

(2) 労務の供給手続等

- (ア) 各班は、民間団体の労務を必要とするときは、作業の内容、所要人員、場所、期間等を明示のうえ、災害対策本部に要請する。
- (イ) 町長は、各班より要請があったときは、関係団体に協力を要請する。
- (ウ) 町で確保した労力でなお不足する場合は、「第3章応援要請」に定めるところにより、県に応援を要請する。

4. 費用負担

(1) 民間団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力団体

工作協力団体の賃金は、協力団体と協議して雇用単価を定める。

(3) 雇用労務者

作業時間は原則として8時間とし、賃金は町の基準に基づいて支払う。

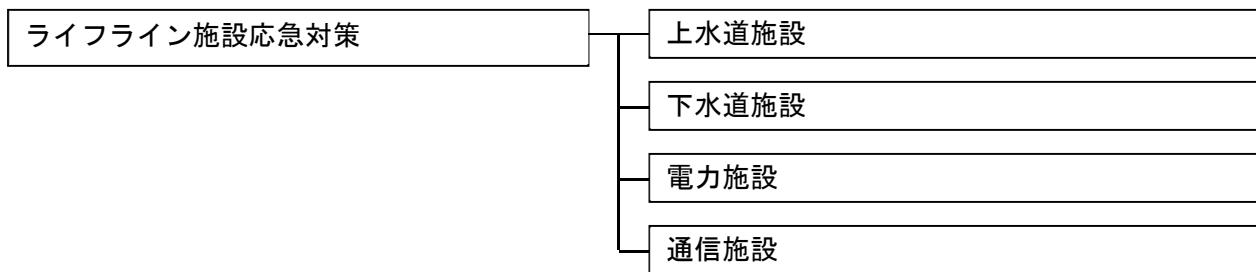
第18章 ライフライン施設応急対策

実施体制 [総務班、広報班、土木・環境班、水道班、東日本旅客鉄道(株)、東京電力パワーグリッド(株)、郵便局]

上下水道・電気・通信等のライフライン施設が大震災により被害を受けた場合、町民の生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化する恐れの強いことは阪神・淡路大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

町は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

<施策の体系>



第1節 上水道施設

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡態勢を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。

また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

なお、町のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定（資料編：資料第66）に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

1. 震災時の活動体制

(1) 実施主体

水道班は、飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処する。

(2) 勤員態勢の確立

地震の突発性に即応できるように次により対処する。

① 職員の勤員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査する。

② 町内指定水道工事店等の応援

応援を求める場合の連絡体制を確立する。また、水道工事店を通じ、あらかじめ応急復旧対策に応援可能な人員動員方法等を打ち合わせておく。

2. 応急復旧対策

(1) 復旧用資機材の確保

復旧用に必要な管・弁類の材料は、平常業務との関連において事前に確保するものとし、材料が不足した場合は、メーカー、近隣市町村及び県から調達する。

また、復旧活動に必要な資機材については、関係業者等に協力要請して確保する。

(2) 上水道施設の復旧順位

上水道施設の復旧に当たっては、次に示す順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。

その際、緊急度の高い医療施設などは優先して行う。

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(3) 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水浄施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、被害の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

3. 災害時の広報

発災後は、町民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について積極的な広報活動を実施する。

(ア) 上水道施設の被害状況及び復旧見込み

(イ) 給水拠点の場所及び応急給水見込み

(ウ) 水質についての注意事項

第2節 下水道施設

1. 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生する恐れのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。

また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

2. 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害の恐れがあるものについては緊急防止活動を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

3. 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルを整備する。それに基づいた調査を行い、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

4. 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

5. 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第3節 電力施設

1. 災害時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド^(株)は、次により非常災害対策本部を千葉総支社内に設置する。本部のもとに情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建築復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。

また、支部を支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

2. 災害発生直前の措置

(1) 東京電力パワーグリッド^(株)は、大規模な災害発生の恐れがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする

3. 震災時の応急措置

(1) 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

(2) 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発する恐れがある場合、または運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

4. 応急復旧対策

(1) 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

(2) 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

(ア) 全回線送電不能の主要線路

(イ) 全回線送電不能のその他の線路

(ウ) 一部回線送電不能の主要線路

(エ) 一部回線送電不能のその他の線路

② 変電設備

(ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所

(ウ) 重要施設に供給する配電用変電所

③ 通信設備

(ア) 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線

(イ) 保守用回線

(ウ) 業務用回線

④ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

5. 震災時の広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ以下を周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項

災害時における町民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受け付け処理体制を確立しておく。

第4節 通信施設

1. 東日本電信電話株

(1) 震災時の活動体制

① 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

② 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報について速やかに県、町へ通報する。

(2) 発災時の応急措置

① 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機装置類、**移動基地局車等**の発動準備

(ウ) 非常用電話局装置等の発動準備

(エ) 予備電源設備、移動電源車、**発動発電機等**の発動準備

(オ) 局舎建築物の防災設備の点検

(カ) 工事用車両、工具等の点検

(キ) 保有資材、物資の点検

(ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

② 緊急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合または異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 災害時優先電話、警察消防緊急回線の確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 臨時電報、電話受け付け所の開設

(キ) 回線の応急復旧

(ク) 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の運用

③ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2. 郵便局

応急措置は、以下のとおりとする。

(ア) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送集配の経路または方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便または臨時集配便の開設等の応急措置を講じる。

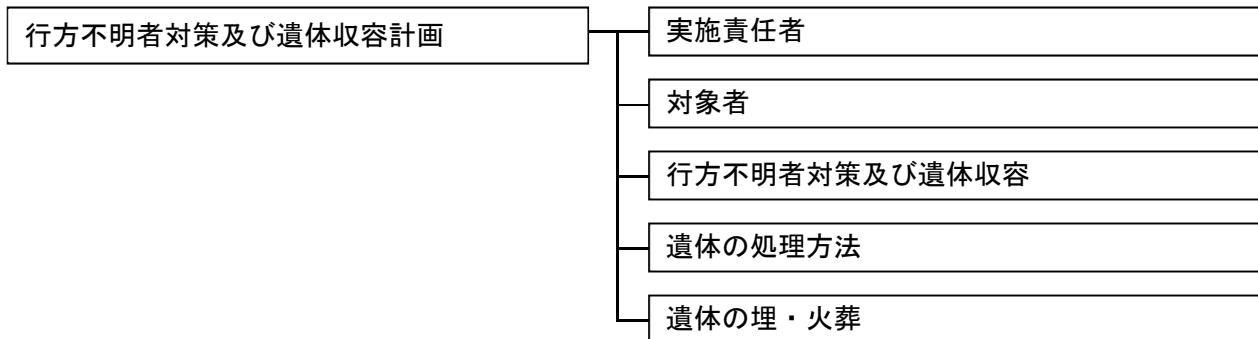
(イ) 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎建設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取り扱い時間または取り扱い日の変更等の措置を講じる。

第19章 行方不明者対策及び遺体収容計画

実施体制〔消防班、厚生班、警察署〕

災害に際し、行方不明者または死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等について、関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処理することにより人心の安定を図る。

<施策の体系>



第1節 実施責任者

行方不明者捜索及び遺体収容・火葬計画は町長が実施する。ただし、災害救助法を適用された場合の遺体の処理については知事が実施し、知事から委任されたとき、または知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として町長が実施する。

町長は、本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。

第2節 対象者

災害の際に死亡した者、または災害により現に行方不明の状態にある者で、既に死亡していると推定される者。

第3節 行方不明者対策及び遺体収容

1. 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は以下の要領で行う。

- (ア) 館山警察署は千葉海上保安部等の関係機関と協議し、状況により地域住民その他関係諸団体の協力を得て捜索を行う。
- (イ) 死亡場所不明の場合は、家族、縁故者からの報告または災害の状況により、死亡推定箇所の区域を定め、その範囲内の捜索に当たる。
- (ウ) 被災の状況により、捜索の実施が困難と認める場合、または行方不明者が流出等により、他市町村あるいは他県に漂着していると予想される場合に対し、捜索の要請をする。

2. 遺体の捜索

(1) 遺体の捜索

- (ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと
- (イ) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと
- (ウ) 死亡した原因は問わないこと

(2) 遺体捜索期間

災害発生の日から 10 日以内

(3) 費 用

捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費の当該地域における通常の実費

第4節 遺体の処理方法

1. 町が遺体を処理する場合

以下の場合、町が遺体を処理することができる。

- (ア) 災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない場合
- (イ) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- (ウ) 遺体取り扱い規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第299条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族または市町村等の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

2. 遺体の安置

大規模災害の発生に備えて、町は体育館、倉庫等の施設から遺体安置場所を選定し、管理者と遺体安置場所としての使用についてあらかじめ協定を結んでおく。

3. 遺体の処理内容

遺体処理の内容は以下の通りとする。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- (イ) 遺体の一時保存
- (ウ) 災害対策本部長は、死体処理票（資料編：資料第52）を作成の上で、納棺し名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する
- (エ) 検案

4. 限度額

遺体処理に関する費用の限度額は以下の通りとする。

- (ア) 3. の (ア) による処理に要する費用は、遺体一体あたり 3,500 円以内（**災害救助法令和3年度基準**）とする。
- (イ) 3. の (イ) による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートルにつき 5,400 円以内（**災害救助法令和3年度基準**）とする。
- (ウ) 3. の (ウ) による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

5. 遺体処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第5節 遺体の埋・火葬

1. 対象者

災害時に死亡した者に対し、その遺族が混乱等のため処理を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に応急的な措置として行う。

2. 遺体の処理方法

遺体の処理は原則として、火葬場で火葬により行う。

ただし、火葬場がその処理能力を超えた場合、及び被害により使用できなくなった場合は近隣市町村に協力を要請する。

なお、火葬を実施した場合は、「埋・火葬台帳」(資料編：資料第53)に記載する。

3. 火葬場所

町周辺には長狭火葬場、安房聖苑の2箇所がある。それぞれの連絡先等を資料編：資料第54に示す。

4. 期間・費用・記録

遺体の埋・火葬の期間・費用・記録は以下の通りとする。

(ア) 期間及び費用の限度額等については、「災害救助法」の基準に準拠する。

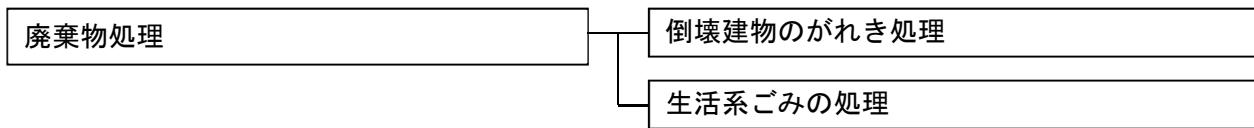
(イ) 厚生病は、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬を実施したときは、救助実施記録簿日計表、その他必要書類を作成する。

第20章 廃棄物処理

実施体制〔土木・環境班〕

災害により、平常時を大きく超える量の廃棄物があるので、「鋸南町災害廃棄物処理計画」に基づき、適切かつ迅速にその処理にあたるように努める

<施策の体系>



第1節 倒壊建物のがれき処理

1. 処理体制の確保

災害廃棄物の処理については、原則として次の体制を確保して行う。

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

災害廃棄物処理事業として町が解体・処理を行う。

(2) 企業の事業所等

企業が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(4) 分別処理と状況把握

大規模震災時には膨大ながれきの発生が想定されるため、町及び関係者が協力して、早期に災害廃棄物の搬送ルートや仮置場及び最終処分場を確保する。いったん仮置場に保管したがれきは、適切に分別したのち、最終処分を行い、町は処理状況の把握に努める。

なお、がれきの仮置場については、事前に複数の候補地を検討しておく。

(5) 災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置き場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

第2節 生活系ごみの処理

災害時における汚物等発生の増大と、この処理の適否は防疫、衛生、運輸、交通その他あらゆる面に絶大なる影響を及ぼすものと思われることから、その収集、運搬、処理について万全を期する。

1. 実施責任者

災害時における町域の清掃は、町が実施する。

町限りで処理不可能な場合は、保健所または県に連絡し、他市町村あるいは県の応援を求めて実施する。なお、必要に応じて他の部の協力を得て行う。

2. し尿処理

し尿の処理は以下の要領で行う。

(ア) し尿処理対策は、避難並びに被災者を収容する避難所を優先して処理する。

- (イ) し尿の収集、運搬は鋸南地区環境衛生組合に依頼し、処理する。
- (ウ) 同衛生組合が被災した場合の処理については、保健所と協議の上で、一時的に埋立て処分する。
- (エ) し尿処理施設は資料編：資料第50のとおりである。
- (オ) トイレの確保については避難所にあるものを可能な限り使用することとし、避難者数等を勘案し、不足する場合には、仮設トイレを設置し対応する。

3. ごみ等処理（し尿を除く）

避難地並びに被災者を収容する避難所を優先して処理対象とする。

(1) ごみの収集・運搬

ごみの収集、運搬は鋸南地区環境衛生組合に依頼して、処理にあたる。
災害時においても、分別収集の徹底を図る。

(2) ごみの処理

ごみの処理は大谷クリーンセンターで行うが、大谷クリーンセンターが被災した場合、保健所と協議の上で、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で処理する。

ごみ処理施設は資料編：資料第51のとおりである。

(3) 災害廃棄物処理の国による代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

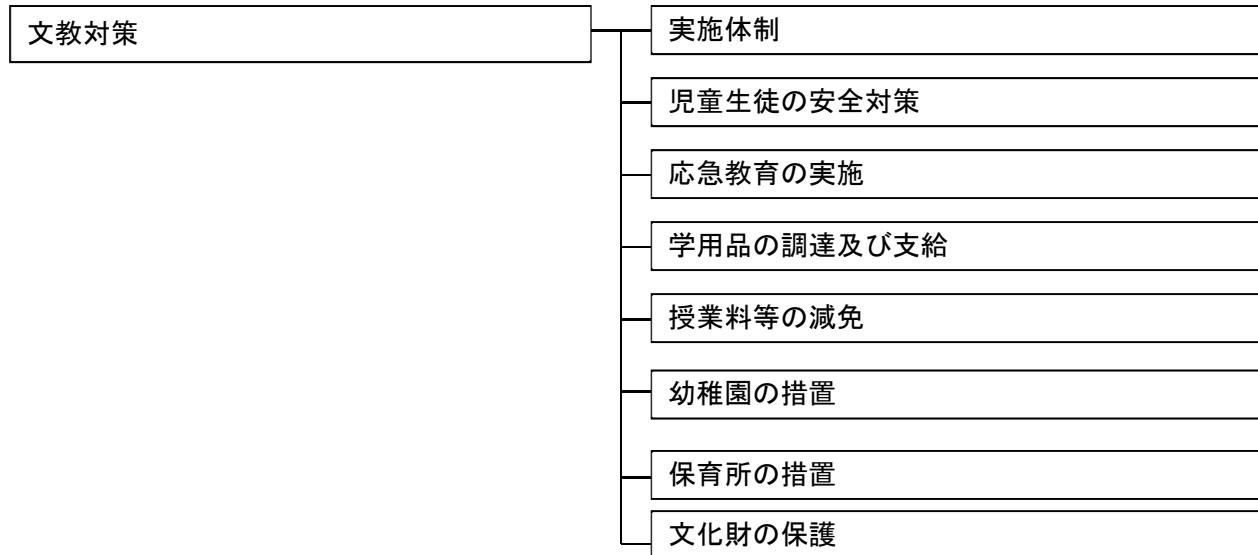
第21章 文教対策

実施体制〔文教班、**避難所班**〕

災害の発生、またはその恐れのある場合は、児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害により、教育施設の被害や児童・生徒が被災した場合には、児童・生徒に対する応急教育、学用品の給与、文教施設の応急復旧等を図る。

文化財は、国民の貴重な財産であり、後世に伝えるため地震災害から守るための各種の施策を講じる。

<施策の体系>



第1節 実施体制

実施体制は以下の通りとする。

- (ア) 小・中学校、幼稚園、保育所等の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、文教班が行う。
 - (イ) 災害に対する各学校、幼稚園等の措置については、校長、園長が具体的な応急対策をたてる。
 - (ウ) 学用品及び教科書の給与については町が行う。
 - (エ) 災害救助法が適用された場合は学用品及び教科書の給与については町が行う。
- (現況の小・中学校、幼稚園の児童・生徒数を資料編：資料第55に示す)

第2節 児童生徒の安全対策

1. 事前準備

校長は、学校の立地条件などを考慮した上で、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画を立てておく。

校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- (ア) 計画的に防災にかかる施設、設備の点検整備を図ること。
- (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の**事前指導、事後措置及び**、保護者との連絡方法を検討する。
- (ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2. 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- (ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上で、臨時休校等適切な措置をとる。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

第3節 応急教育の実施

- (ア) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (イ) 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。
- (ウ) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (エ) 町教育委員会は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (オ) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (カ) 応急教育に基づき学校へ収容可能の児童生徒等は、学校において指導する。
- (キ) 疎開した児童生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記（カ）に準じた指導を行うよう努める。
- (ク) 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (ケ) 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上で、平常授業に戻るよう努める。

第4節 学用品の調達及び支給

1. 実施機関

学用品の給与は、災害救助法適用の有無にかかわらず町長が行う。

2. 学用品の給与

学用品の給与は、次のとおりである。

(1) 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に限る。
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書とし、教材は、教育委員会に届け出または承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 学用品給与の費用限度

(ア) 教科書（教材を含む）代 実費

(イ) 文房具及び通学用品（災害救助法令和3年度基準）

小学生1人当たり 4,500円以内

中学生1人当たり 4,800円以内

高校生1人当たり 5,200円以内

(5) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

第5節 授業料等の減免

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

第6節 幼稚園の措置

幼稚園についても、第2節の計画に準じて園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

1. 幼稚園児の保護

災害が発生した時または発生する恐れがあるときには、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては必ず教職員が付き添って、保護者等に直接引き渡す。

2. 施設の保全及び応急復旧

施設・備品等の被害を最小限に抑えるよう努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

3. 応急保育の確保

施設等の被害や園児の被災により通常教育が不可能な場合、使用可能な公共施設を利用し応急教育を確保する。

4. 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、伝染病予防のために保健所の指示・援助を受ける。

第7節 保育所の措置

保育所についても、第2節の計画にほぼ準じて保育園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

1. 保育園児等の保護

災害が発生した時または発生する恐れがあるときには、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては、施設内で保護者等に直接引き渡す。

2. 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるよう努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

3. 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、使用可能な公共施設を利用し応急保育を確保する。

4. 保育園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、伝染病予防のために保健所の指示・援助を受ける。

第8節 文化財の保護

1. 被害の把握

文教班は、文化財の被災状況を把握し、速やかに県へ報告する。

2. 被害の拡大防止

被害の拡大要因としては、火災、倒壊、盜難、風雨による二次的な被害が考えられる。

火災対策については、被災後早急に巡回し、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視及び防災設備の損壊状況の調査を実施するために、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。

3. 関係機関への情報連絡

関係機関等への情報連絡は以下の通りとする。

(ア) 文教班は、関係機関との情報連絡を密にして、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急対策を有効かつ適切に行う。

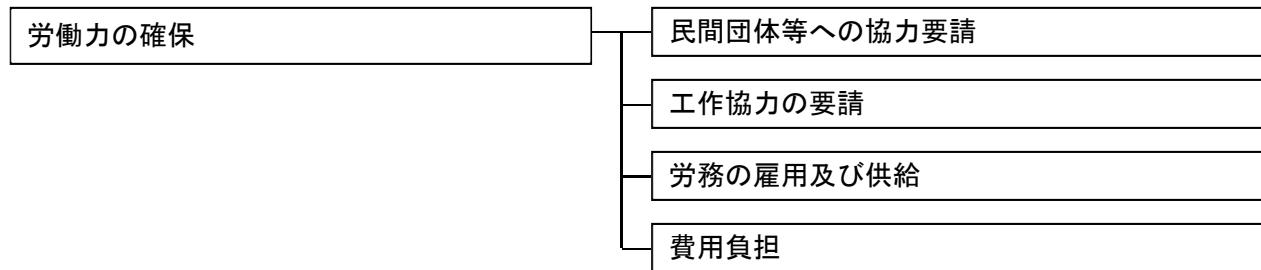
(イ) 文化財の被災状況を調査した文教班は、その結果を町指定の文化財にあっては町教育委員会へ、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

第22章 労働力の確保

実施体制〔総務班、保健衛生班、土木・環境班〕

労力の不足を補い、救助作業の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保をする。

＜施策の体系＞



第1節 民間団体等への協力要請

1. 協力要請団体

町長が協力を要請する公共的団体等及び民間協力団体は、以下のとおりである。

(1) 公共的団体

安房医師会、鋸南町社会福祉協議会、交通安全協会、防犯協会、商工会、建設業協会、上水道指定工事店、米穀小売商組合、プロパンガス組合、石油商業組合等

(2) その他の団体

行政区、各事業所の自衛消防隊、各種婦人会、赤十字奉仕団、(株)セブン-イレブン・ジャパン等

2. 協力活動

民間団体が協力する活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 給食、炊出し
- (ウ) 救助物資等の配給
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 保健衛生班
- (カ) その他応急対策

第2節 工作協力の要請

1. 工作協力

町は、災害時において必要があると認めた場合は、町内の建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

2. 工作活動

- (ア) 障害物の除去
- (イ) 公共土木施設の応急復旧
- (ウ) 水防活動
- (エ) その他応急対策活動

第3節 労務の雇用及び供給

1. 雇用方法

- (ア) 町は、職員及び民間団体の協力によっても人員が不足し、または特殊作業のための労力が必要なときは、各班の要請に基づき労務者等を雇用する。
- (イ) 労働者の求人は公共職業安定所に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。
- (ウ) 求人を受理した公共職業安定所は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。
- (エ) 該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所に対する依頼を含め、求職開拓を行う。

2. 労務の供給手続等

- (ア) 各班は、民間団体の労務を必要とするときは、作業の内容、所要人員、場所、期間等を明示のうえ、災害対策本部に要請する。
- (イ) 町長は、各班より要請があったときは、関係団体に協力を要請する。
- (ウ) 町で確保した労力でなお不足する場合は、「第3章応援要請」に定めるところにより、県に応援を要請する。

第4節 費用負担

1. 民間団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

2. 工作協力団体

工作協力団体の賃金は、協力団体と協議して雇用単価を定める。

3. 雇用労務者

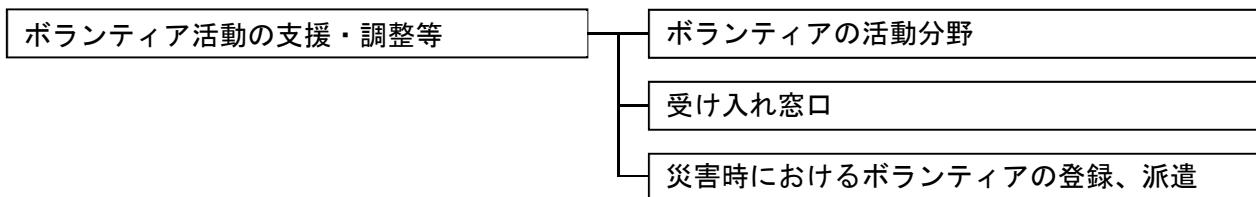
作業時間は原則として8時間とし、賃金は町の基準に基づいて支払う。

第23章 ボランティア活動の支援・調整等

実施体制〔総務班、厚生班〕

大規模災害時においては、消防機関、消防団、警察機関、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

＜施策の体系＞



第1節 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

1. 専門分野

- (ア) 救護所での医療、看護
- (イ) 外国語の通訳、情報提供
- (ウ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (エ) 被災者への心理治療
- (オ) 高齢者や障害者等災害時要配慮者の看護、情報提供
- (カ) その他専門的知識、技能を要する活動等

2. 一般分野

- (ア) 避難所の運営
- (イ) 炊出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等災害時要配慮者の介護
- (オ) 清掃
- (カ) その他被災地における軽作業等

第2節 受け入れ窓口

ボランティアの受け入れ窓口は、社会福祉協議会との協定に基づき設置される「鋸南町災害ボランティアセンター」とする。

厚生班と受援担当者は、災害ボランティアセンターと連携し、業務スペースの確保や資機材、資金、情報等の支援・提供を通じて、ボランティアの力を適切かつ効果的に活用して応急対策を実施する。

第3節 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実際的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受け付け、登録は原則として発災後に実施することとし、県と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

1. 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応することとなっており、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を調整の上で、要請する。

表 2.23.1 県担当部局による登録

活動分野	個人・団体	県受け付け窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳 情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア 災害時外国人センター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

なお、応急危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、応急危険度判定士への連絡とその招集を行う。

2. (仮称) 県災害ボランティアセンター及び町による登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される(仮称)災害ボランティアセンター及び町が設置する窓口において受け付け、登録する。

災害対策本部の厚生班と受援担当者は、(仮称)災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの協力を得て的確な応急対策を実施する。

3. 被災現地における受け付け

被災地域内住民のボランティア希望者や(仮称)災害ボランティアセンター及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者について

は、町のボランティア受け入れ窓口である鋸南町災害ボランティアセンターにおいて受け付けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

4. ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、巡回パトロールによる情報収集などにより、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

5. 感染症対策について

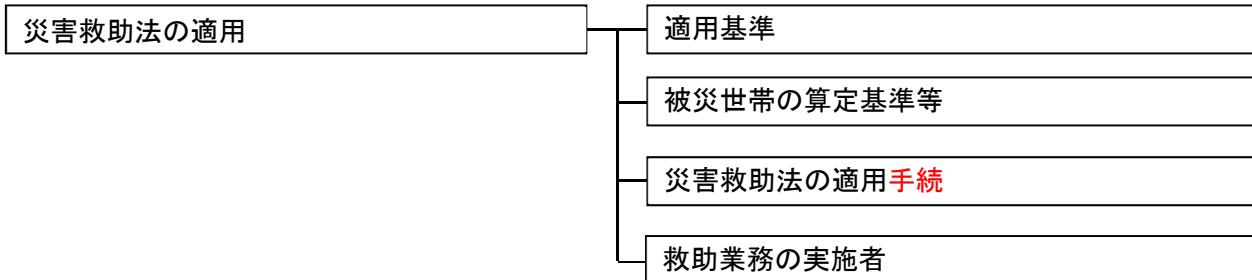
鋸南町灾害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや経験などを踏まえ、関係団体と協議する。

第24章 災害救助法の適用

実施体制〔総務班、消防班、厚生班、調査班〕

被災後、迅速に災害救助法が適用され、同法に基づく救助が円滑に実施されるよう、町における災害救助法の適用基準、救助の程度・方法、期間及び窓口等について明確にしておく。（資料編：資料第56「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」参照）

＜施策の体系＞



第1節 適用基準

町は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当するかまたは該当する見込みがあると認めた場合は手続を行う。

- (ア) 町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下表の1号以上であること。
- (イ) 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下表の基準第2号以上であること。
- (ウ) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (エ) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

表 2.24.1 災害救助法適用基準

人 口	基 準	
	1 号	2 号
6,993人	40世帯	20世帯

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（県が2,500世帯以上被災した場合は被災世帯数の基準が引き下げられる）をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯等、床上浸水世帯等は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。
- 3 人口は令和2年度の国勢調査による値である。

第2節 被災世帯の算定基準等

1. 被災世帯の算定

- 住家が滅失した世帯数の算定は、
- (ア) 全壊、全焼もしくは流失した世帯は1世帯
 - (イ) 住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯
 - (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 住家の被害認定基準

住家の被害認定は、以下に示す災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））によって実施する。

表 2.24.2 災害救助法適用基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定 (住家の主要な構成要素 経済的被害の住家全体に 占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

3. 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。また、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3節 災害救助法の適用手続

1. 災害救助法の適用申請

災害に際し、町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

2. 適用要請の特例

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第18条の規定により、災害救助法第23条第1項第4号の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し「その状況を直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

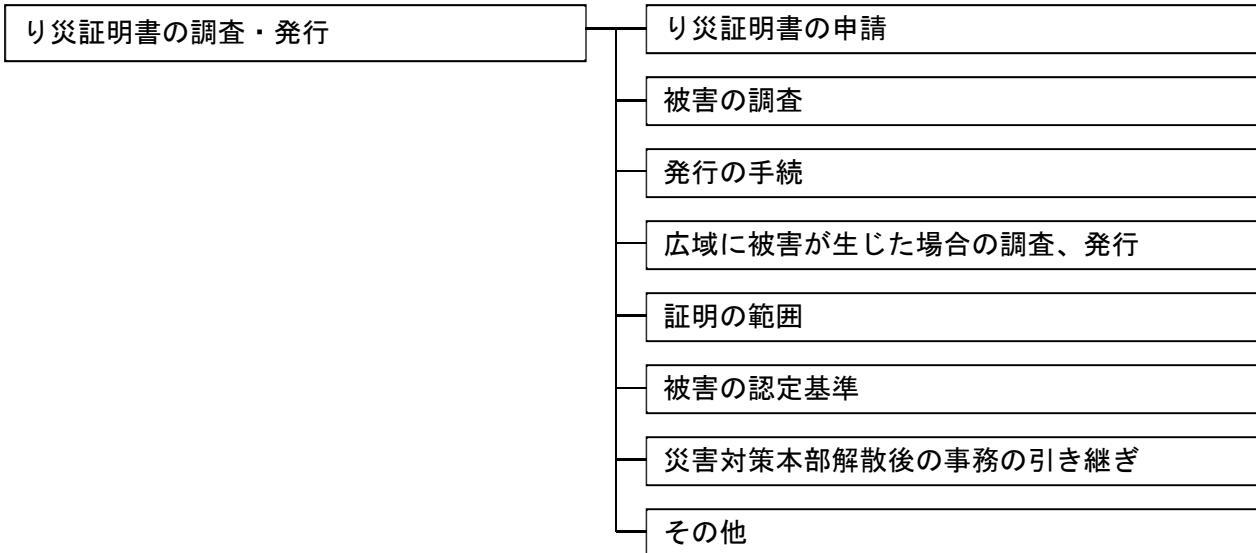
第4節 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、町は、知事の補助または委任による執行として、救助を行う。

第25章 り災証明書の調査・発行

実施体制 [消防班、調査班、消防本部]

<施策の体系>



第1節 り災証明書の申請

災害により被害を受けた被災者は、り災証明書の発行申請を行う。

受け付け窓口は焼失建物については消防本部が担当し、その他については調査班が担当する。

第2節 被害の調査

被災者より申請された被害の状況を調査班が現地調査確認し、「固定資産税現況管理図」の写しに記録する。また、住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真やドローン等による空撮写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第3節 発行の手続

被災者の「り災証明書」の発行申請に対して、調査班の調査結果及び「固定資産税現況管理図」により確認の上、発行する。

なお、「固定資産税現況管理図」により確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる時は「り災証明書」を発行する。

第4節 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者のり災証明書の発行申請が混雜すると予想される場合、以下の方法により、り災証明書の発行を行う。

- (ア) 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。
- (イ) 「り災台帳」の作成期間を定め、「固定資産税現況管理図」にり災の程度を表示し、「り災台帳」を作成する。
- (ウ) 町民に対し、り災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- (エ) 「り災証明書」を発行する。

第5節 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害について、住家等の被害程度を証明するために行う。具体的な対象とする災害は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り又は大規模な火事、爆発などである。

第6節 被害の認定基準

被害の認定基準は「第2編 第2部 第24章 第2節」に基づき次の通りとする。

1. 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、

- (ア) 全壊、全焼もしくは流失した世帯は1世帯
- (イ) 住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯
- (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 住家の被害認定基準

住家の被害認定は、以下に示す災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））によって実施する。

表 2.25.1 災害救助法適用基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

3. 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。また、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第7節 災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ

災害対策本部解散後は、**調査班**、消防班は、**税務住民課及び総務企画課**に事務を引き継ぐ。

第8節 その他

1. 手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。
なお、り災証明の様式は以下に示すとおりとする。

資料編：資料第57 り災証明願・証明書

2. 応急危険度判定との違い

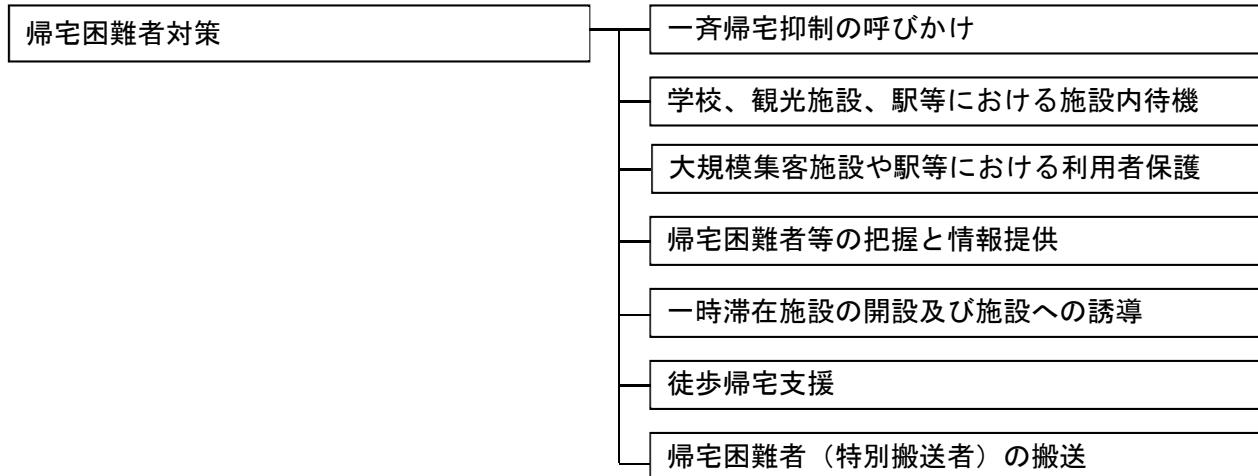
被災建築物応急危険度判定士の活動は、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、
応急的に建物の安全性をチェックするものであり、り災証明書の発行のための被害調査は、建築物
の資産価値的な面(損傷の程度)を調査するので視点・内容が異なる。

第26章 帰宅困難者対策

実施体制〔総務班、消防班、広報班、避難所班、消防本部〕

町では大規模震災時に帰宅困難者として、町外に通勤・通学している人が町に帰れなくなる場合と、観光客等が自宅に帰ることができなくなり、観光施設、主要道路、駅周辺で滞留する場合の二ケースが考えられる。そのため、町は近隣自治体、民間企業等との連携のもと、帰宅困難者の状況把握及び情報提供を行う。

<施策の体系>



第1節 一斉帰宅抑制の呼びかけ

1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は広報誌、ホームページ、リーフレットなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。また、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び町は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

第2節 学校、観光施設、駅等における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内または安全な場所へ待機させるよう努める。

第3節 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

第4節 帰宅困難者等の把握と情報提供

町は企業、学校など関係機関と緊密な連携を図り、帰宅困難者の状況を把握する。企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためにには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送、ホームページ、エリアメール等、SNSなどを活用して主体的に提供していく。

第5節 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

町は所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、観光施設や駅周辺の滞留者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。また、町は一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

第6節 徒歩帰宅支援

救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

第7節 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

町は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの者など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた調整を行い、搬送手段を確保するよう努める。